

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた  
消費者契約法検討会ワーキンググループ<sup>°</sup>

## 第1回 議事録

消費者庁消費者制度課

第1回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会  
ワーキンググループ

1. 日 時：令和7年12月2日（火）9:00～11:44

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

- ・消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律
- ・横断的な検討事項(各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み)

4. 出席者

（委員）

大屋雄裕委員、垣内秀介委員、加毛明委員、カライスコス アントニオス委員、  
北島周作委員、後藤元委員、西内康人委員、山下純司座長  
(事務局)

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企  
画専門官、梅澤政策企画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻を2分ほど過ぎてしましましたが、これから始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

第1回の「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」をこれから開催させていただきたいと思います。

本ワーキンググループにつきましては、先日の第1回の検討会におきまして設置及び運営要領が決定され、委員の皆様が指名されて、その委員の皆様に本日御出席いただいているところでございます。詳細はお手元の参考資料のほうを御覧ください。

また、本ワーキンググループの座長といたしましては、山下委員が指名されているところでございます。

本日は、山下座長、大屋委員、カライスコス委員、後藤委員には会議室で御出席いただき、垣内委員、加毛委員、北島委員、西内委員にはオンラインで御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行は山下座長にお願いしたいと思います。

座長、よろしくお願ひします。

○山下座長 学習院大学法学部の山下です。以降の進行を務めます。よろしくお願ひします。

本日は初回ということで、具体的な検討に入る前に、今後のワーキンググループのスケジュールの見通しについて事務局から説明いただこうと思います。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○古川消費者制度課長 かしこまりました。

本ワーキンググループで御議論いただくに先立ちまして、今後のスケジュールの見通しについて御説明いたします。資料1を御用意しておりますので、御覧いただければと思います。

まず、大きな流れを御説明したいと思います。左側の縦欄を御覧ください。今回から4回分ワーキンググループ、すなわち令和7年12月から令和8年1月前半において、先週の検討会においてお示しした5項目の検討事項をまず一巡御議論いただこうと考えております。検討事項を一巡した後、中間的な検討状況を親会、すなわち検討会に御報告します。真ん中のグレーの辺りです。検討会で御意見をいただいた後に、その御意見も踏まえつつ、ワーキンググループで2巡目の議論を行っていただく。その後の検討会との関係につきましては今後の検討状況次第と思っており、山下座長だけではなくて、検討会座長である山本隆司先生などにも御相談しつつ整理していかなければと考えております。そして、春頃にはワーキンググループとしての取りまとめを出していただきたいと考えております。

次に、これから4回のワーキンググループにおける具体的な進め方でございますが、まず5項目のうち、(1)の脆弱性対応と、(2)の各過程に関する事項、そして、解約料に関することが(4)に書いてあったのですけれども、この3つはいわゆる内容に関する

ことですので、まず先にやらせていただいて、今回、次回、次々回とそれぞれ議題とさせていただければと思っております。

それ以外に（3）にハードロー、ソフトローなどの議論をする項目があるのですが、これは手法に関する事項ということなので、内容に関する事項の後にということで3回目の議題とさせていただければと考えております。

そして、一番下に（5）横断的事項というのがあり、これは最後の議題として第4回で取り扱うのですけれども、横断的事項の中には今まで申し上げた（1）から（4）に関係する部分がありますので、それはそれぞれその回で取り扱うこととしたいと考えております。

議論の盛り上がり具合などによりましては次の回に延期したりすることもあり得ますけれども、順番はこの順番でやらせていただきたいと考えております。

このように短時間に濃密な議論を重ねていただくということで、委員の皆様には本当にいろいろとお手間をおかけするかと思いますけれども、精力的な御議論をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があった内容について御質問がある場合には、会場参加の方は挙手にて、オンライン参加の方はシステム上の挙手ボタンにてお知らせください。

特に御質問はございませんか。

それでは、皆様、ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の検討事項としては、第1回検討会で確認された検討事項のうち、「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」及び「横断的な検討事項」のうち、これと関連する範囲で「各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み」を扱いたいと思います。

初めに事務局から説明をしてもらい、その後、質疑応答・意見交換を実施したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○島袋企画官 ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。前方のスクリーンもしくはお手元の資料を御覧ください。

まず目次を御覧いただきまして、1ページ目の目次で資料の構成を説明いたします。

まず0ポツとして、言わば総論的に今回のテーマと基本的な考え方等を整理しております。その上で、1ポツから3ポツまでに第1回検討会で確認された検討事項に基づいて具体的な検討事項を示しております。これらのパートでは、それぞれ御検討を進めていただくに当たっての観点等を整理した検討の方向性と主たる御議論の対象としての検討事項という形で構成をしております。

それでは、中身の御説明に入らせていただきます。

初めに「0. 今回のテーマと基本的な考え方等」でございます。

3ページに今回のテーマをお示ししております。赤枠の部分でございます。第1回検討会で確認された検討事項のうち、検討事項（1）の「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」とこれに関連する範囲で検討事項（5）の「横断的な検討事項」のうち、「各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み」でございます。

次に4ページでございますけれども、4ページ、5ページにはパラダイムシフト専門調査会報告書の内容を踏まえた基本的な考え方を改めて整理しております。こちらではポイントのみ御紹介いたしますけれども、4ページ1つ目の○では消費者の脆弱性の類型、こちらには3類型を示しておりますけれども、こちらと、全ての消費者は何らかの脆弱性を有しております、他者や環境との関係性により多様に変化するということで記載をしてございます。

2つ目の○では、様々な消費者の脆弱性による影響を踏まえ、脆弱性がある場合にいかにして納得できる選択・判断を確保するか。また、脆弱性があることで深刻な許容し難い結果に陥ることをどのように回避するか。脆弱性を事業者が積極的に引き出したり意図的に利用することをどのように規制するかという観点で、その影響の度合いに応じて規律を設けることが必要となることを記載してございます。

5ページの1つ目の○では、法による介入の在り方といたしまして、選択の実質性を保護するアプローチを基盤としつつ、当該アプローチのみでは不十分な場合に結果としての幸福を保護するアプローチについても検討する必要があることを記載しております。

また、2つ目の○のほうでは、介入の手法としてソフトな手法からハードな手法まで様々なものが考えられるところ、例えば消費者の脆弱性によって消費者や社会の利益が害される程度、事業者の消費者への意思決定の介入の程度、消費者が自ら自律性を回復できる可能性の程度、介入によって生じる影響・コストの大きさなどの観点から、介入の程度を検討することが考えられるといったことなどを記載しております。

続きまして、6ページにはこういった基本的な考え方を踏まえていくに当たっての現行の消費者契約法の枠組みの課題について整理をしております。

まず1つ目の○でございますけれども、現行法は取消権と契約条項の無効を中心とした枠組みとなっているということでございます。

また、2つ目の○のほうで、取消権については、その規律対象として、事業者の行為により消費者の意思表示の瑕疵が生じた場合であり、かつ、事業者の行為の不当性及び消費者の意思表示の瑕疵の程度が意思表示の効力を否定するほどに高い場合に限定されると考えられます。そのため、事業者の行為により生じたものではないものの消費者の合理的に判断できない事情が影響する場合、また、事業者の行為に不当性があるものの、取消権に相応するほどとは言えない場合、消費者の意思形成過程に瑕疵があるものの取消権によって効力を否定するには至らない場合などの場合に対して、取消権の枠組みでは適切に規律

を及ぼすことが困難となっているということが考えられます。

また、3つ目の〇でございますけれども、取消権と契約条項の無効は、契約の効力の全部ないし一部を否定するという効果の強さから、相応の予見可能性や要件の明確化の要請が働くため、対象が個別限定的となり、適用場面が限られ、また、取引実態等の変化に対応することが困難となっているということが考えられます。

4つ目の〇ですけれども、従来の枠組みは契約の効力の否定という事業者にとって不利な法効果を用意することで不適切な行為を避けるという消極的な動機づけをするものにとどまるため、適切な関係性の構築等に向けた積極的な動機づけをする手段に欠けるということが考えられます。

7ページでは以上の考え方を踏まえた検討の方向性をお示ししております。

1つ目の〇に記載しておりますように、構造的な情報、交渉力の格差に加えて、多様な消費者の脆弱性とそれらによる影響を捉えることにより、従来の取消権や契約条項の無効を中心とした枠組みにとらわれずに有効な規律手法を整備することを検討する必要があると考えられます。

具体的には、こちらの1ポツから3ポツまでに記載しているようなことでございます。これらについて検討する必要があると考えられます。

以上を踏まえて、続いて1ポツから3ポツまでの具体的な検討事項についてそれぞれ御説明をしたいと思います。

まず1ポツ、事業者による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組みでございます。

9ページをお願いいたします。

こちらにはこの検討事項の検討の方向性を整理しております。

まず、多様な脆弱性を有する消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境の整備を図る上で、事業者において消費者の多様な脆弱性に対する配慮を促進することが重要になると考えられるのではないかということでございます。

次に、配慮の方向性について、選択の実質性の保護及び結果としての幸福の保護の観点からは、消費者が多様な脆弱性を有しながらも自らの価値観に基づく自分自身の選択であると納得できるような自律的な決定をすることが可能となるようにし、また、消費者が一定の脆弱性を有することで深刻な許容し難い結果に陥ることが回避されるように配慮することが考えられるのではないか。

次に、配慮の対象場面につきまして、消費者契約に関する各過程や消費者契約の内容を視野に、選択の実質性や結果としての幸福を保護すべき場面を対象にすることが考えられるのではないか。

また、規律方法を検討するに当たって、消費者の脆弱性の多様性や取引実態等の変化に柔軟に対応可能なものとし、また、事業者の創意工夫の幅を確保することを可能とすることが望ましいと考えられるのではないか。

さらに、規律の実効性を確保するために、民事効への接続のみならず、ソフトローや行政措置の活用可能性を含めて検討することが考えられるのではないかといったことをお示ししてございます。

以上の検討の方向性を踏まえて、10ページですけれども、具体的に御議論いただきたい内容といたしまして検討事項をお示ししてございます。

まず①でございますけれども、配慮を求める場面・内容についてどのように考えるべきかでございます。

こちらの御議論に役立てればということで例を付記しておりますけれども、1点目は選択の実質性を保護するアプローチを踏まえたものとして、消費者が各種の脆弱性を有することを踏まえ、消費者が消費者契約の締結について自らの価値観に基づく自分自身の選択であると納得できるような選択・判断をすることができるようにして、また、当該選択・判断を阻害するがないようにすることができるか。

また、2点目ですけれども、結果としての幸福を保護するアプローチを踏まえたものとして、消費者が各種の脆弱性を有することを踏まえ、消費者が消費者契約の締結によりその生活の維持を困難にすることがないようにすることができるか。

これらに加えまして、3点目といたしまして、消費者契約の履行、終了、更新または変更においても配慮を求めることが考えられるかということを記載してございます。

次に②でございますけれども、配慮を促進する仕組みの在り方についてどのように考えるべきかでございます。

こちらも例として記載してございますけれども、1点目、柔軟かつ包括的な適用を可能とし、また、事業者による創意工夫の幅を有するものとするために、消費者が一定の状態・結果となるよう、あるいはならないように事業者が配慮する義務があることを定める配慮義務の形で規定することが考えられるかといったことを挙げております。

また、2点目として、事業者が上記配慮義務に応じて適切な対応をするための具体的な行動指針を、正当性を担保しつつ事業者あるいは事業者団体を含む民間主体が参画しながら策定する仕組みを設けることができるかといったことを挙げております。

ソフトローにつきましては、冒頭のスケジュールでも説明させていただきましたように、改めて手法論にフォーカスして今後御議論いただく回を予定しておりますけれども、今回は配慮義務を規律する際の手法の一つとして御議論の対象としていただくことを想定しております。

例の3点目でございますが、配慮義務違反の民事効については、それ自体直接の規定を設けず不法行為責任の基礎付け等の事実上の効果によることとするのか、あるいは損害賠償責任に関する特則等の法律上の効果を規定する必要があるのか。

また、4点目として、事業者による配慮義務の遵守を促進するための行政が役割を果たす仕組みを設けることができるか。例えば行動指針の策定（共同策定を含む）、また、行政による認定、指導・助言といったことなどでございます。

以上のような形でお示しさせていただいております。

以上が1ポツの検討事項でございまして、おめくりいただきました11ページですけれども、御議論いただく際のイメージに役立てていただくものといたしまして、参考事例を幾つかお示ししてございます。

1番目につきましては、購入完了までの残り時間が表示され、急いでチケットを購入したとされる事案でございます。

2番目がフィーチャーフォンを利用している高齢者の方が理解ができないままスマートフォンを契約したとされる事案でございます。

3番目が独居の高齢者の方が使っていない携帯電話や固定電話、ケーブルテレビのほか、浄水器2台等の契約をしたとされる事案でございます。

4番目が、認知症を発症し判断力が低下していた消費者が、生活の本拠を含む不動産について、客観的な交換価値が少なくとも1億3130万円あるところ、6000万円で事業者に売却したとされる事案となっております。

検討対象としてここに挙げている事例に限定する趣旨ではございませんので、ほかにも考慮すべき事例等がございましたら御意見をいただければと存じます。

続きまして、検討事項の2つ目でございます。「2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み」でございます。

13ページでございますが、こちらに検討の方向性を整理しております。

まず、多様な脆弱性を有する消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境の整備を図る上で、先ほどの1ポツのような言わば一般的もしくは包括的な対応と併せまして、消費者の脆弱性による影響のうち、より具体的な場面に対応するための規律として、契約の拘束力から消費者を解放する仕組みが重要になると考えられるのではないかということでございます。

そのような場面を具体的には2つ分けておりまして、まず1つ目としては、消費者の多様な脆弱性による影響のうち、特に問題性が強い場合を考えられるのではないか。そうした場合であっても意思表示の瑕疵を前提とする取消権の枠組みでは捉え切れない場合があると考えられ、解除権もしくは契約の無効といった取消権以外の契約からの解放手段を視野に検討することが考えられるのではないかとさせていただいております。

また、もう一つの場面といたしまして、取消権によって契約の効力を否定するに至らない取引になお問題性が存在する場合があると考えられるのではないか。そのような場合については、不法行為に基づく損害賠償制度を活用することにより、広い意味で契約からの解放、ここでは言わば一部解放を含む解放を図ることが考えられるのではないかとしております。

以上の検討の方向性を踏まえまして、14ページからの検討事項も大きく2つの場合に分けております。

まず、14ページが（1）消費者の多様な脆弱性による影響のうち特に問題性が強い場合

でございます。

①は上記1ポツに加え、さらに特別に対処すべき場合としてどのような場合が考えられるかでございます。こちらは例として挙げておりますけれども、消費者の生活を危険化する場合が考えられるかを挙げております。具体的には、例えば生活の基盤となる財産が失われるような内容の契約を締結する場合ですとか、消費者にとって修復不能で深刻な結果をもたらす内容の契約であって、そのような危険性を上回る消費者の利益が合理的に期待できる特段の事情があるとは言えない場合が考えられるかとさせていただいております。

この点についての参考事例を16ページに挙げております。

4番につきましては再掲の不動産の事例でございます。先ほど御紹介したものでございます。

5番については、末期がん患者に対して、当該療法がほぼ唯一の選択肢であるかのような誤った印象を与え、安全性・有効性が未確立な療法を実施したとされた事案でございます。

6番目が、医療広告におけるアレルギー性疾患等への治療効果があるかのような表示が客観的・医学的なエビデンスのレベルでの根拠がないとして差止請求訴訟が提供された事案でございます。

14ページにまたお戻りいただきまして、次は検討事項の②でございますけれども、上記の場合の規律についてどのように考えるべきかでございます。

例といたしまして、1点目に一定の場合に消費者が消費者契約を解除できることとすることが考えられるか。具体的には、例えば一定の類型的脆弱性を有する消費者が、一定額以上の契約または生活の基盤となる財産が失われるなどの消費者の生活を危険化するような内容の契約を締結した場合に当該契約を解除できることとし、例外として、事業者において契約に際し消費者があらかじめ指定した者に連絡した場合または同人を同席させていた場合はこの限りでないものとすることが考えられるかといったものを挙げております。

また、2点目といたしまして、一定の場合に消費者契約を無効とすることが考えられるか。具体的には、例えば消費者にとって修復不能で深刻な結果をもたらす内容の契約であって、そのような危険性を上回る消費者の利益が合理的に期待できる特段の事情があるとは言えない場合に当該契約を無効とすることが考えられるかとしてございます。

こちらについてはあくまで例としてお示ししたものでありますて、対象場面の捉え方や法的効果の組み合わせ方について、必ずしもこれに限定する趣旨ではございませんので、それらの点も含めて御議論いただければと存じます。

続きまして、15ページでございます。

(2) 取消権によって契約の効力を否定するに至らないが、なお問題性が存在する場合でございます。

検討事項の①が、上記1ポツに加え、さらに特別に対処すべき場合としてどのような場合が考えられるかでございます。

例の1点目といたしまして、現行の消費者契約法の不当勧誘行為のように契約の効力を全面否定するほどに一義的ではないが、事業者の行為に不当性が認められる場合が考えられるかということをターゲットに、具体的には、例えば事業者が消費者に対して契約の目的となるものの効用について合理的根拠に基づくことなく殊更に強調して告げる場合が考えられるかとしてございます。

また、2点目といたしまして、必ずしも「誤認」「困惑」に該当するとは言えないが、消費者の意思形成が正当になされたとは言えない場合が考えられるかを挙げております、例えば焦らされる、不意を突かれる、疲弊させられるなどにより熟慮の機会を奪われる場合等により不当に消費者の判断の前提となる環境が歪められた場合が考えられるかとしております。

これらの点の参考事例を17ページに掲載しております。

こちらはいわゆる情報商材事案の一つとして、儲かるとされるアフィリエイトのマニュアル等、こういった契約を結んだけれども、指示どおりにしても儲からないとされる事案を挙げております。

※に記載しておりますとおり、こういったトラブルについて、誰でも簡単に儲けることができるなどと説明された案件については、断定的判断の提供や不実告知、事実の不告知などを理由とする取消し等による被害回復を図ることになりますが、そのような説明が伴わない場合ですとか、実践をしてみなければ提供された商材サービスの内容・効果が分からぬという場合には、一概に話が違うと断定し難いことなどが指摘されており、別途の対応が必要ではないかと考えられます。

また、8番目については、「早めに治療したほうがよい。今日なら、約40万円の治療費が半額になる」などと言われ、薄毛治療の契約を締結したとされる事案でございます。

15ページのほうに戻っていただいて、検討事項の②ですけれども、上記の場合の規律についてどのように考えるべきかでございます。

例といたしまして、消費者の事業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を活用することが考えられるか。例えば事業者の損害賠償責任に関する規定を定め、損害額の推定規定（代金相当額等）を設けることが考えられるかを挙げております。

16ページ、17ページを御覧いただきますと、これは先ほど触れた参考事例でございますけれども、これらの参考事例については先ほど御説明した1ポツとの間でも相互に関連し得るものと考えております。

最後に3つ目の検討事項といたしまして、「3. 取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み」でございます。

19ページに検討の方向性を整理しております。取引当事者である消費者の有する脆弱性による影響が及ぶ範囲として、消費者と生活を共にし、自身の生活を当該消費者に依拠している者の利益の実現を図るべき場合が考えられるのではないかということでございます。

この点、パラダイムシフト専門調査会報告書では、このような者の幸福や利益の実現も

考慮する余地があるとされた上で、具体的な制度設計に当たっては、その範囲や必要性を慎重に見極めながら検討することが必要であるとされておりました。

そこで、取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組みについて、当該者の対象範囲や規律の対象場面を含めて検討することが考えられるのではないかとさせていただいております。

20ページが具体的な検討事項でございます。

まず①といたしまして、取引当事者である消費者の有する脆弱性による影響を踏まえて、利益の実現を考慮すべき対象として、当該消費者に依拠する者の範囲をどのように考えるべきかでございます。例といたしまして、取引当事者である消費者が民法上の扶養義務を負う範囲の親族を対象とすることが考えられるかを挙げております。

次に②といたしまして、上記の取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組みについてどのように考えるべきかでございます。例といたしまして、上記1ポツの配慮義務において、消費者が各種の脆弱性を有することを踏まえ、消費者が消費者契約の締結により当該消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることがないようにする規律を設けることが考えられるか。また、消費者契約の履行、終了、更新または変更についても同様に考えられるかを挙げております。

本日の検討事項の御説明は以上でございまして、21ページ以降は参考資料といたしまして第1回検討会の資料4-2を抜粋して再掲しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

○山下座長 ありがとうございます。

これから質疑応答意見交換に入りますが、具体的な検討事項ごとに区切って説明を進めていきたいと思います。

まず「1. 事業者による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み」について、資料2の9ページの検討事項①、②がございますので、この順に進めていきたいと思います。

初めに、検討事項の①について御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合は、先ほどと同様に挙手にてお知らせください。

また、以降、検討事項ごとに御議論いただきますが、関連して資料2の4ページ以降の言わば総論的な部分について御意見、御質問がある場合には、適宜御発言いただければと思います。

なお、資料の特定のページについてお話しになる場合には、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、皆様、御発言をお願いいたします。

垣内先生、手をお挙げになっていますか。

○垣内委員 堀内です。

大変御説明ありがとうございました。

10ページの①の箇所に関して若干質問があります。と申しますのは、ここで基本的な方向性というか考え方として、例のところの最初のポツになりますけれども、これはパラダイムシフト専門調査会の報告書などでも指摘されていた基本的な考え方かと思うのですが、消費者が消費者契約の締結について自らの価値観に基づく自分自身の選択であると納得できるような選択・判断をすることができるようになるという視点が述べられております。

これは抽象的にはそのとおりかなという感じがするのですけれども、より具体的に、自らの価値観に基づく自分自身の選択であると納得できるような選択・判断というものはどのようなものであるのかということについて、これまでの検討に直接関わってきていないということもありまして、どういうふうに理解したらいいのだろうかということが少し分からぬところがありまして、普通に考えますと、十分な情報を得た上で、それについて十分に判断する機会、自分で判断する能力もあって、能力もあるというのは何らか認知バイアスに過度に左右されるようなことがない形で落ち着いて判断できる能力と、それから、十分に機会、時間があったというような場合にこういった選択・判断と呼び得るということになるのかなと考えていたのですけれども、その辺りについて、これに該当するための条件としてどういったものが検討されてきたのかということについて、もし御教示いただけるところがあればお願いできればありがたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

今御質問いただいたところは、おっしゃっていただいたようにパラダイムシフト専門調査会の報告書で示していただいたお考えを踏まえたところでございます。資料でいいますと、9ページに検討の方向性というのを示しております、そこでいう2つ目の○で選択の実質性を保護するアプローチなどを御紹介しているところでございますけれども、その点を踏まえたものにはなってございます。

より具体的なパラダイムシフト専門調査会の報告書におきましては、消費者にとっての自由の捉え方に関して、従来の捉え方としては消費者が他者からの干渉を受けないようにするという意味で自由を捉えてきたのに対して、現代社会においては消費者が単独で十全な意思決定をすることが困難になっているという状況を踏まえますと、他者からの干渉を排して一人で決められるということを保障するのでは不十分であって、むしろ他者との適切な関係性、恐らくこれはサポートを受けるとかということも含まれると思いますけれども、そういった適切な関係性の中でよい影響を受けながら、それでも自分の価値観に基づいて納得できるという選択をむしろ保障していくことが重要ではないかというお考えが示されていたと理解しております、そういうことを受けたものでございます。ここではそれは事業者による配慮という形で、ある種他者との適切な関係性ということを捉えられないかという趣旨でございます。

以上でございます。

○山下座長 垣内先生、よろしいですか。

○垣内委員 報告書で書かれていることは私も拝見したのですけれども、一人で孤立して判断するのではないというところはそのとおりかと思うのですが、結局、何らか取引等をして、その後でどうもこれは違ったのではないかということが出てくるときに、しかし、それが自らの価値観に基づく自分自身の選択であると納得、納得というのはそれ自体としては主観的なお話ですので、消費者の方が納得しないと言えばこれは納得できないということなのか。しかし、客観的にこういった状況の下でいろいろなやり取りがあってやつたのであればそれは納得すべきものなのであるということなのか。後者であるとすると、どういった場合にそう言えるのかということ、これがまさに配慮を求めるといったときにその配慮の内容に関わってくることかと思いまして、それで少し教えていただきたいと感じた次第です。今、御回答はいただきましたので、それで取りあえずは結構です。どうもありがとうございます。

○山下座長 それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。

今の点について、当事者証言として申し上げますと、古典的には、要するに十分な情報があつて落ち着いた環境だったら、自分で判断して自分の利益が実現できるだろうというモデルを考えていたわけですが、特に現代的状況についていうと、例えば情報提供をしたと言っても、長文の契約条件が提示されて、実質上はむしろ情報の流れにのまれて、理解したり判断する機会が奪われるというような状況も出てきている。ただ、eコマースを考えると、商品の候補というのは大量に存在するので、それを冷静に評価するとか、そもそも評価をするだけの時間的・労力的な余裕がないという状況も生じてきており、結局、我々はレコメンデーションのような第三者の情報支援に頼らないと実質的な決定が行えないようになっているというのが状況認識だと思います。

そこで、もちろん情報提供義務というと古典的な話と一致してくるわけですが、単に契約条件を開示すればよいというのではなくて、相手が実質的に分かるように判断しやすいような形で提供することが求められるようになっているであろうといったことがここでは想定されている。あるいは落ち着いて判断できるようにするというのも、単に焦らせないというだけではなくて、相手が勝手に焦る場合もあるわけですから、そういう場合にあえて落ち着かせるとか、冷静を取り戻させた上でやるかやらないか決定させるといったことも求められるであろうということになると思います。

垣内先生がおっしゃった2つの考え方のどちらであるかというと、あくまで消費者の本当の内心を問題にするものではなくて、客観的にこういう状況では大方の人が焦ってしまうあるいは戸惑ってしまうというような状況の発生を回避させることによって、通常の人であれば十分に自分のものだと思えるような判断ができるような環境というのを形成させることが目的だと思っています。したがって、株式取引などはそうだと思いますが、一定の確率で必ず負けるわけで、負けたときには後悔するのだと思うのですけれども、でも、こういう環境で取引をしたのだから、あなたはそれは負けとして受け入れなければいけな

いのだよねということは規範的に判断する必要があるのだろうと考えています。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、譲り合っていただいていますが、カライスコス委員、まずお願ひします。

○カライスコス委員 後藤先生、ありがとうございます。

まず、10ページの自分自身の選択であると納得できるというところが、今までのお話にも少しありましたように、大体消費者被害においては、消費者は何らかの形で自分自身の選択なのだと納得していることが多いかと思いますので、それだけでは足りないということで、「また」以降のところが大事になるのであろうということが1点目です。

あと、納得できるようにというところを、まさに先ほどお話があったように客観的に捉えないと、現代取引におけるようなアルゴリズムの活用であったり、AIの活用であったり、あるいはターゲティング広告の活用などに対応できない部分が出てきますので、そこに注意が必要かと思います。したがいまして、「また」以降の阻害することがないようにするということが、非常に重要になるかと思っております。

その側面に関しては、今まにお話がありましたように、情報の示し方というものがまずは大事になるのだろうと思います。単に情報を提供したかどうかではなくて、どのような形で提供しているのかということがまず重要になるということです。一種の設計というのでしょうか、情報提供のデザインの在り方ということかと思います。

あと、もう一つは時間的な要素というのも重要な要素になるのだろうと思っておりまして、ダークパターンもそうですし、先ほどあった育毛の事案ですかね、すぐに契約をすればとか、今日中にとかこの場でというような時間的な焦りをつくるような類型が多く見られますので、時間的な要素も考慮するということが大事かと思います。

先ほどのお話にあったように、それを客観的に判断するということが大事かと思っておりますが、客観的に判断する際に、これは後ほどほかの論点にも関わってきますが、平均的な消費者であれば、客観的にそれをどう捉えるのかということと、脆弱な消費者であればどう捉えるのかという幾つかのグラデーションみたいなものが必要なのではないかと思っております。

あと、同じ10ページの①の3つ目の項目ですが、個人的に更新または変更というところがすごく重要だと思っております。今日の社会でサブスク契約とかの問題が多発しているわけですが、やはり更新という側面を契約締結と同じように重視していく必要があるのであろうと思います。既に契約が締結されているから単なる更新だということではなくて、語弊を恐れずに申し上げれば、新たな締結であるかのような慎重性が必要なのではないのかと思っております。

また、変更というところも個人的には気になっておりまして、民法の定型約款の規定ではかなり変更がしやすいような仕組みになっていますので、もしかしたら消費者契約につ

いてはそこは違う規律が必要なのかもしれないと思っているところです。

続けてもよろしいでしょうか。②の項目についてですが、配慮義務ということがすごく機能し得るのではないのかと思っておりまして、2つ目の項目で示していただいているように、配慮義務の具体的な内容というのは、恐らく取引類型とか業種によっても異なってきますので、そこでソフトローを活用するということが大事なのであろうと思っております。ただし、ソフトローといいましても、完全に自主規制的なソフトローとして開放しておくのではなくて、最後の項目にありますように、行政が何かしらそこに絡むようなものというほうが望ましいのではないかと思います。そのほうが消費者としても安心感があると思いますし、業界としても信頼性が高まるというようなメリットも指摘することができるのではないかと思います。

最後ですが、不法行為責任はこれまで柔軟な判断が可能ということでかなり重視されてきてはいますが、それとは別に損害賠償責任に関する特則があったほうが、実効性が確保できるのではないかと思っております。

長くなりましたが、以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

では、会場の後藤委員からまずお願ひします。

○後藤委員 後藤でございます。

私もこれまでの検討に関わってきておりませんので、基本的なことをお伺いすることになってしまふかもしれないのですが、まず10ページの①で消費者本人が自分のものだと納得できるような判断をするとか、あと、生活の維持が困難になっては困るというのは、一般論としてはそのとおりであろうかなと思うのですけれども、前回の検討会でも申し上げましたが、では具体的にこれが何を意味していて、どうやってこれを確保するのかというと、そう容易ではないのかなという気もしているところでございます。

また、6ページ、従来の枠組みの課題というところで、現行の消費者契約法は取消権や契約条項の無効は効果が強いので、予見可能性とか要件の明確化が必要であるということが書かれているのですけれども、今回、10ページのところに限らないかもしれません、不法行為の特則であったり、いろいろな手段を設けていくのであれば、結局要件の明確化の要請というのは常に存在するようにも思われます。明確でない要件で行くというのは、効果が薄くなってくるということを逆に意味するのかもしれません。

それを恐らく乗り越えようとして提案されているのが配慮義務なのだと思います。それ自体としては中身を特定せずに、また、効果として何がついてくるのかそれ自体としてはよく分からぬような規定なのかもしれませんけれども、それによって、ちゃんと配慮はしてくれということを要請している。それに意味が全くないとは申し上げないですけれども、他方で今問題になっているのが、消費者の利益を最初から配慮する気のない事業者だとすると、例えば事例に挙げられているような浄水器を売りにきた業者が、配慮義務が規定されただけで消費者の利益に配慮するようになると私には到底思えないところであり

ます。また、スマホの販売員さんが果たしてどれだけ配慮してくれるのだろうかというと、多分御自身のノルマがあるわけであって、それを達成しようとする中で、消費者の利益に配慮すると言っても、どこまでやればいいのかということが不明確なだとすると、配慮義務を入れたからといってどれだけ改善するのか、あまり期待し過ぎるべきではないのかなという気もしているところではございます。

先ほどカライスコス委員もおっしゃられましたように、配慮義務を入れただけで何かが変わるわけではなくて、恐らく行政によるエンフォースメントが必要になってくるのだろうという気がします。似たような話として、金融庁が金融機関向けに導入している顧客本位の業務運営原則というのがあるわけですけれども、あれがあれだけ受け入れられていて、実務にそれなりに浸透しつつあるのは、間違いない金融庁が金融機関を監督して、それに従っていない場合には制裁を加えることができるからだと思います。そうすると、多様な事業者をどういうふうにどこが監督し、明らかに外れたようなことをやっている事業者にはサンクションを課すのかということが問題となります。その体制をつくることは恐らくそんなに容易ではないでしょうし、また、縦割りの行政の中で漏れ落ちていくような事業者も存在するかもしれません。消費者庁さんが全部カバーしていくことであれば、それはそれでいいのかもしれません。それはかなりのマンパワーが必要となってくることなのかなという気もしております。そうすると、配慮義務だけで本当に何とかなるのかというところは、少し謙抑的に考えるべきなのかなという気もしているところであります。

行政によるエンフォースメントの不足があるとすると、それを民事的な制裁で埋め合わせようということなのかなとも思うのですが、配慮義務違反によって不法行為責任が基礎づけられるのか。基礎づけられなくはないのでしょうかけれども、何をしたら配慮したことになるのかということがあまりはっきりしていない状況で、果たして配慮義務違反があったと認定されるのはどういう場合なのかと。例えば事例の3で挙げられているような場合は今でも問題になるような気もしなくもないのですけれども、他の場合を含めて、配慮義務違反があったといことを判断しやすくするような特則を置くのであれば、それはそこで結局ある程度の明確性が要求されることになるのかなと思いまして、その中身を詰めることこそが重要なのかなという気もしております。

また、それ以外に損害賠償責任に関する特則と言われているのが、後のほうで損害額の推定というようなお話もあったりしましたが、そのことなのか、それとも責任の要件のところなのか、もう少し具体的な御提案があると少し議論がしやすくなるなど、これまで検討に関わっていない人間としては思うところだったりいたします。

あと、同じような話として、前のほうに戻ってしまうのですけれども、納得できるかどうかという話は割と状況が思い浮かびやすいところもあるのですが、2つ目のポツに書いてある生活の維持を困難にするというはどういう場合なのかと。字面だけ見ると大分極端な場合が想定されているような気がしまして、例えば事例の3番とか4番というのは、金額的もしくはその後置かれた状況を考えるとそうなのかなと思うのですけれども、ある

意味そこまで追い込まれないとこれは使えないという線引きをしているようにも思われます。恐らく消費者が脆弱性を利用して困った状況になるというのは、そこまで極端なことではなくても、例えば月に数百円ずつ気づかないうちに引かれていくというようなものもあつたりするわけでして、そういうものは、もちろん優先度は低いのかもしれませんけれども、そのグラデーションをどう捉えるか。今回は一番極端なものだけを手当てすると判断をされているのかもしれません、過去の経緯を存じ上げないので、その辺も教えていただければと思います。

長々と申し訳ありませんでした。

○山下座長 ありがとうございます。

私の進行の不手際もあって、検討事項①、②は大分こんがらがってきてしまっていますけれども、ただ、この会は初めて参加される方が多いので、前提になる部分でもあるかと思いますので、もし事務局のほうで何か御説明等があれば。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

後藤委員をはじめ、御意見、御質問等ありがとうございます。

今、それぞれ各委員から御指摘いただいているところは重要な点だとは思っておりまして、ここの例としましては、ある種今回初回ということもございまして、パラダイムシフト専門調査会の報告書の中からエッセンス的にまずコンセプトを例としてお示ししたものでございます。これは、今後、法制度といいますか、法律の規定にしていくに当たって具体的にどういうところを詰めていくべきかというところも含めて御議論いただけたとありがたいと思っておりましたので、まさに重要な御指摘だと思っております。

後藤委員からもありましたとおり、要件の明確性と法的な効果の強さのバランスというのは一つあるかと思っておりまして、今、この例の中では一応いろいろなパターンを立てているところではございまして、ある種裸の配慮義務のパターンですとか、それをソフトローという形で事業者も主体的に参画していただくことで実効性を高めていく手法ですか、あとは民事効について、事実上のものか、法定の特則のものか、さらには行政措置をどこまで活用できるかという視点があるかと思っておりまして、その辺りを含めてさらに御意見をいただけたとありがたいと思っております。

また、生活の維持困難というところにつきましても、例えば現在既にございます不当寄附勧誘防止法で配慮義務というのが定められておりまして、一定程度それを参考にさせていただいているところはございますが、必ずしもこれに限るというものではございませんので、まず御意見をいただければと考えております。

私からは以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

オンライン参加の先生が皆さん手を挙げておられます、順番的には垣内先生から手が挙がったところには記録されているので、垣内先生、まずお願ひしてよろしいですか。

○垣内委員 私、2回目になりますけれどもよろしいですか。北島先生が先でも結構です。

また、私、進行について誤解していたかもしれません、私は②のほうについて発言をさせていただこうと思っておりますけれども、今はまだ①のお話ということだったでしょうか。

○山下座長 すみません。挙手の順番も私が勘違いしていたみたいですが、もし①のほうに関連する御発言で先に発言しておきたいという先生がいらっしゃいましたら、そちらから発言をお願いできればと思います。オンラインの先生方でまず取りあえず音声で発言してくださっても結構です。

では、北島先生、お願いいいたします。

○北島委員 それでは先に発言させていただきます。

先ほどから議論で通常人や平均的な消費者というようなお話が出てきておりまして、4ページの消費者の脆弱性というところを見てみると、類型的・属性的脆弱性、限定合理性による脆弱性、状況的脆弱性と整理されております。この中でも、全ての人が持っていると思われる限定合理性による脆弱性や状況的脆弱性などについては、多くの人に当てはまる脆弱性だと思いますので、事業者についてそうした脆弱性について配慮せよということを言うのは言いやすいように思っております。

ただ、類型的・属性的脆弱性の中でも、特に教育水準とか経済的状況などについては必ずしも全員に当てはまるわけではなくて、事業者が一見して分からぬこともあるのではないかなどと思っております。こうした場合に、配慮義務について、こうした一見して分からぬものについても、積極的に消費者の状況について調査した上で配慮しなければいけないのかという点が問題になってくるのではないかかと思思います。

もう一つは、配慮義務を定めた場合に、先ほど少しお話に出ましたが、実際に配慮したかどうかということが事後的に問題となってくるように思います。こうした場合に、事業者としては事後的に配慮したことなどをどのような形で示せばよいのか、どのように示すことができればオーケーなのか、配慮したことの示す方法についても検討しておいたほうがよいように思います。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかに①との関係では。

加毛先生は①ですか。②ですか。

○加毛委員 両方について発言しようと考えていましたが、①に限ってということであれば、その点についてのみ申し上げようと思います。

最初の垣内先生の御発言とそれに対する事務局からの御説明、そして大屋先生の御発言に関わることなのですが、恐らく今後もパラダイムシフト専門調査会の報告書が折に触れてワーキンググループの議論で取り上げられるのだろうと思います。その際に、注意すべきと思われるが、パラダイムシフト専門調査会は消費者契約法に特化して検討を行ったわけではなく、消費者法制度というものを広く捉えて、様々な手法を用いて望ましい消費

者法制度の在り方を考えていこうというスタンスに立つものであるという点です。

例えは消費者の選択の実質性の確保についても、それは消費者契約法によってのみ実現されるものではなく、先ほどサポーター制度に関する御説明もありましたけれども、消費者契約法の外における手立て、あるいはそもそも法制度の外における手立てを含めて、選択の実質性を確保していくという発想に立って報告書がまとめられています。

そのことを前提として、このワーキンググループでは、消費者契約法を中心として、どのような対応が可能であるのかを検討することになるものと思います。専門調査会の報告書の提言とワーキンググループの検討内容との間にはギャップがあることを確認しておいたほうが良いのではないかと思った次第です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、①のほうだけ先に済ませてしまいますが、西内先生は今お手を挙げておられるのは①、②どちらでしょうか。

○西内委員 私もどちらでもみたいなところはあるのですけれども、先ほど北島先生がおっしゃったことの関係でという部分があるので、まず①に関してお願ひします。

○山下座長 多少②に入ってくださっても結構ですので、お願ひします。

○西内委員 私からは脆弱性に関する4ページに関することについて発言させていただきます。

先ほど脆弱性に関して、限定合理性による脆弱性や状況的脆弱性に関しては全ての人に当てはまり得るというお話があったと思うのですが、心理学などの実験などに照らすと、全ての人に当てはまるかと言わると必ずしも全ての人ではないというところもあり、かつ影響の出方については様々に差があるだろうと考えています。もちろん、全ての人とか人は誰しもと言った方が納得を得られやすく、規制の納得が得られやすいのはそのとおりではあるとは思うのです。しかし、こういう強い言葉を使っててしまうと、逆に一部の人には強く当てはまらないような事柄について配慮しなくともよいのかということなどが問題になるように思えるところです。そこで、類型的脆弱性や属性的な脆弱性と同じように、ある程度人によってばらつきがあるのだということを限定合理性や状況的な部分についても前提にせざるを得ない部分はあるのではないかなどと思うところです。

ただし他方で、人ごとに違うということを前提とせざるを得ない場面でも、一律の規制を課しても悪影響がない場合もあるだろうと思います。たとえば、カライスコス先生の御発言にもあったような時間的に焦らせるという場面については、バイアスの影響が出づらい人や認知的なリソースが大きい人にとっては悪影響が出ないので、これを規制しても悪影響がない。そして、そういう状況について強く影響を受ける消費者にとっては非常に不利益な契約に入ってしまう可能性があるからこそ、一律に規制を課してもそこまで問題はないだろうという類型の規制も考えられるところではあります。これを踏まえると、全ての消費者に対して同じような配慮を要求したとしても、バイアスの影響を受けないとか、認知的リソースがかなり多いとか大きいとか、そういう消費者にとっても不利益はないだ

ろうと考えられ場面はあるでしょう。こういった意味では、先ほど申し上げたように、ある程度のグラデーションや温度差が限定合理性や状況的脆弱性についても類型的脆弱性と同様に存在するとしても、一律の配慮義務というものを考えるところについては問題はないと考えることができるのではないのかなと思っていたところであります。

私からは①に関しては以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

1点目については、大屋先生、お願いします。

○大屋委員 簡単にですが、2ポツです。その生活の維持を困難にするというところがどのぐらいのレベル感なのかという話が後藤先生からの指摘にもあったと思うのですけれども、これもやはり幾つかあるだろうということだと思います。要するに本当に家屋敷をなくしてどこに行ったらいいか分からなくなるというケースもあれば、借金をして手元が不如意になるというケースもあるし、困窮がひどくなつて破綻してしまうというようなことケースも考えられるだろうと。やはり扱う契約の規模とかレベル感によってこの辺りの対応もグラデーションがあると思われるところではあって、不動産を安く売り払ってしまってどこに行ったらいいか分からぬみたいなのは極端なパターンであって、かなりの保護を加えなければいけないというところだと思いますが、稼いだ以上に使ってしまう、何も残らないから来月の生活が苦しくなるみたいなところも弱い配慮義務の対象として捉えていくということはあり得るのではないかとは思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

①については、そのほかはよろしいですか。

事務局から何か①の点について補足等がございましたら。

○伊吹専門官 事務局でございます。

①に関しては特にございません。恐縮ですけれども、②に今後入っていただく際に、先ほど後藤委員からの御質問の中で少し答え切れていないところがあったかと思います。不法行為の特則などが2ポツにも出てくるけれども、その関係はということで御指摘いただいたかと思います。冒頭の御説明でも少し触れたところではありますが、今回の1ポツ、2ポツあるいは3ポツが相互に関連してくるところだと思っておりまして、現時点のイメージとしましては、1ポツの配慮義務がある種包括的にというか、イメージとしては広く薄くといいますか、様々な脆弱性を捉えていく規律でございまして、2ポツはその中でも特に問題性がそれなりにある場合に関して解除や不法行為などを含めて御議論いただければと考えておりました。ただ、先ほどグラデーションという話もありましたので、1ポツ、2ポツが相互に関連し得るところも出てこようかと思っているところでございます。

補足でございました。

○山下座長 ありがとうございます。

なかなか切り分けが難しい問題が多いようですが、それでは、もう発言いただいている部分もあるかと思いますが、改めて検討事項②のほうについて御発言をお願いしようと思います。

それでは、どうしましょうか。垣内先生が先ほどお待ちになっていたので、垣内先生、まずお願ひいたします。

○垣内委員 恐縮です。垣内です。

先ほど来のお話を伺っておりまして、①についても追加で若干申し上げたくなってきたのですけれども、よろしいでしょうか。

○山下座長 どうぞ。

○垣内委員 簡単にですが、①の例の1つ目のポツと2つ目のポツについて、先ほど大屋委員の御発言を伺っておりまして、これは2つの異なる場面という捉え方もできるかもしれませんけれども、最初のポツと次のポツ、あるいは3つ目のポツもそうなのかもしれません、それぞれ組み合わさって生活の維持がどの程度そこに影響があるのかということによって配慮の求められる強度等も変わってくるといったこともあるのかなという感想を持ちました。

①に関してはそれだけなのですけれども、次に申し上げることは全体に関わってくることなのかもしれないのですが、先ほど後藤委員も言われていましたけれども、配慮というものが何を意味するのかということが大前提として非常に重要なことだろうと思っておりまして、検討事項として①で配慮を求める場面・内容、この内容というところに含まれているということなのかもしれないのですが、そもそも配慮とは何をいうのかということについてやはり独立して考えておく。場面とは区別して基本的に配慮とは何を意図しているのかということを明らかにしておくことも検討事項として重要なのではないかと感じました。

配慮と申しますと、文字どおりには何か心を配るというか、その意味ではまた主観的な話で、消費者に配慮していますと主観的に思っていればいいということなのかというと、恐らくここで論じられているのはそういうことではなくて、何らか事業者の側で具体的な取組というかアクションといったものを行うということを考えているだろうと思いますので、まず配慮というのはそういうものであること。あるいは誤解かもしれませんけれども、そういう基本的な概念内容というか意味内容を明らかにする必要があると思います。

また、これも私の冒頭の質問に対して大屋委員からお答えいただいたところが非常に分かりやすかったのですけれども、情報の提供ということもあるし、その提供の仕方ということもあるし、時間的要素であるとか判断が実質的にできるような形での何らかのサポートといったこともあるということで、その辺りの配慮を考える際にやはり基本的な視点というのが幾つかあるように思われまして、そういうものについては何らかのレベルで明らかにしておくこと。これが②のところに関わるわけですけれども、まず考えられるのは最後の例の一番下のポツに書かれている行政が役割を果たすということで、これはカライ

スコス委員が言われたように、全て民間に委ねるということではなくて、あるレベルまでは行政、あるいはさらに言えば立法のレベルでもある程度の指針を示すということはあり得るのかもしれませんと思いますので、どこまで立法あるいは行政で基本的な考え方、視点を示すのかということが非常に重要で、その内容についてどこまでどういったものを考えるのかということも検討事項として重要なのではないかと感じたところです。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、会長の大屋委員が手を挙げておられますので、まず大屋委員から発言いただいて、その後、オンラインの先生方にも御発言願います。

では、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。

1つ目は今ちょうど垣内先生から御指摘のあった配慮の話なのですが、法学者かどうか極めて怪しい我々の分野においては合意として割と当たり前に存在しております、ケアという言い方をよくするわけですけれども、これは他者の善の実現に関する行為であると言ってしまってよいのだと思います。これも他者の善が実現することを意図する行為という主観的な側面と、それによって他者の善の状況が改善するという客観的な側面と両方あると思いますが、法規制として扱う場合にはそれは後者であるだろうと。要するに、他者の状態を客観的に改善するための行為というものを、通常、民法の世界では各自は自己の利益を意図する行為をすればよいとされているわけですけれども、あえて課さなければならぬ場合があるのではないかという問題提起なのだと考えております。

その上でですが、1つ目は、カライスコス先生とか後藤先生からお話をありましたけれども、これはやはりある種実効性を持たせる。配慮義務を課したとしても実効性を持たせるための仕組みが必要であろうというお話については、全くそのとおりだと思います。

消費者法の領域とか民事法の領域でこれがどう使えるものかというのはよく分かっていないのですけれども、私が本来すみかとしている情報法の領域では共同規制という考え方がよく取られます。というのは、情報法の領域だと行政当局が先進的な知識を持っていないということがよくあり、事業者のはうがはるかに技術的・専門的に有利な状況にあるのだけれども、だからといって自主規制に任せると手を抜くに決まっているというようなことが発生するわけです。

そこで、これは一橋大学の生貝直人さんが一番先進的に研究した方なのですけれども、非常にハードコアな遵守するのは厳しいようなルールというものを、がちんとつくってしまう。その上で、しかし、業界団体等が自主規制に誠実に取り組むのであれば、この適用を差し控えるという形でセーフハーバーを保証する。それによって、業界の側としては、自分たちが眞面目にやるとハードコアの規制を逃れることができるので、ちゃんとやろうと思うし、自主規制を潜脱するやつは行政に言いつけるとハードコアな規制を、がちっとかけられるのでざまあみろという話になる。こういう形で、事業者に誠実に行動するため

のインセンティブを与えることを目的とするような行政規制、だから、抜かれることを本来目的とするような規制の在り方というのもあるだろうというお話になっていると思います。

もう一つは、後藤先生から配慮義務を課したって配慮しない業者は絶対に配慮しないだろうというお話がありまして、それはそうなのだと思います。消費者法の最近の議論だと、極悪層といって最初から悪徳商法をやって逃げるつもりのやつがいるということはたびたび指摘されていて、そういう方々ははつきり言うとただ刑事法の世界で裁くしかないわけですね。恐らくその手前のそもそも消費者のことを考えて事業をやっている優良な事業者層とか、そこまでは行かないのだけれども、法規制をかけられたくないからある程度真面目に付き合うかなという善良な層ですね。その辺りをターゲットとして、その人たちがちゃんと取り組むような仕組みづくりというのをまず考える。そこから抜け落ちるやつというのは多分悪いやつなので、そこには別のターゲットを定めて別の手法で迫っていくということが対策としては考えられているのかなと思いました。

最後ですが、配慮義務をやるときに、相手がどのぐらい配慮が必要な存在かというのは時と場合によっては確認する必要があるのだと思います。ただ、500円とか1,000円の取引であれば別にいいだろうと思いますけれども、それでも例えば年に何百回も注文してきて注文額が総額で何十万になりましたといったら、お前は本当にそれだけ金があるのかという確認をいいかげんかけてもらったほうがいいとか、あるいは一定の難易度を伴うような金融取引などだと事前に認知能力は大丈夫かというチェックをかけてもらったほうがよいとか、貸金業法の総量規制でどのぐらいの経済力があつてどこまで貸せるかということをある程度事前に確認しようという方向にはなってきたと思いますので、消費者法においても、もちろんさつき言ったとおり、契約の種別とか難易度とか金額によって変わってくるとは思いますが、そのように能力確認というものを配慮義務の前段階として想定しておく必要があるだろうと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど①のみで区切っていただいたので、オンラインの加毛委員と西内委員に②についても御発言いただければと思いますが、加毛委員からお願いできますか。

○加毛委員 ありがとうございます。

大屋先生の御発言と重なるところがあるのですけれども、②の2つ目の中黒の「民間主体が参画しながら規律を策定する仕組み」は重要であると思います。第1回の検討会でも発言しましたが、消費者契約法の近時の改正の経緯を見ますと、消費者対事業者という対立構造が存在し、消費者保護のための立法案が事業者からの反対を受けて実現しないという事態がしばしば生じました。しかし、消費者法制度の目的は、事業者を困らせることではなく、健全な市場を確立することにあると考えられます。そこで、健全な市場の確立という目的のために、規範形成に事業者に協力してもらうのが望ましいという発想が、パラ

ダイムシフト専門調査会の報告書の一つの基調になっているといえます。それゆえ、事業者との協働によって規範を形成するという方向を検討すべきであると思います。

そのことに加えて、消費者契約法についても、令和4年改正により、消費者契約法4条3項4号において「内閣府令で定める方法」という下位規範に委任する仕組みが設けられました。これと同様に、消費者契約法に条文を置いた上で、その詳細については下位規範やソフトローに委ねることが現実的な立法の手法として考えられるのではないかと思います。

そのことを申し上げた上で、後藤先生や大屋先生が指摘されたように、消費者庁の監督能力の問題も、大きな課題になると思います。消費者庁は特定の事業分野を監督するという性格の官庁ではないので、それぞれの業界を監督する所管官庁とどのように協力していくのかという視点が重要になると考えます。

さらに、悪質な事業者への対応については、優良な事業者による規範形成が進むことによって、それからの逸脱という形で、その悪質さを把握しやすくなるのではないかとも思われます。この点でも、事業者との協働での規範形成に重要な意義があるだろうと思います。

そして、そのような形で明らかになった悪質な事業者に対してどのような対応をするのかについては、大屋先生がおっしゃったように、刑法の適用によって対処すべき場面もあるだろうと思います。また、消費者庁が消費者安全法に基づいて一定の勧告や命令等を行うことも考えられます。これらの点は、消費者契約法の範疇を超えるのかもしれません、重要な課題であるように思われます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。西内委員、もしよろしければ御発言ください。

○西内委員 ありがとうございます。

今までで議論はほぼ出尽くしておりますので、簡潔に1点だけ申し上げさせていただきますと、6ページ目に関して後藤先生が出していたと思うのですが、効果の強度というものと予見可能性とか要件の明確化の要請という問題についてです。要件の明確化の問題に関しては、確かに効果が強いほどというのは、刑法などで見られるように苛烈な効果の場合には要件の明確化に際して働くというのはそのとおりだと思うのです。ただ、消費者法においては、実効的な救済やエンフォースメントを図る上で、消費生活相談員など法律の専門家に準じるような地位だとは思うのですけれども、とはいえ、裁判所であったり、弁護士であったりというほど時間とか労力はかけられない、大量の消費者案件などを捌かなければいけないという人たちにとって使いやすいものでなければならぬだろうと思われます。したがって、仮に配慮義務というものが紛争解決などで何かしら役に立つのだということを目指すのであれば、そういう現実に使う人の能力であったり、あるいは時間的な余裕であったりというところを考慮した上で、ある程度要件の明確化を図る必要性はある

だろうと考えているところではあります。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかに検討事項の②につきまして何かありますか。

○加毛委員 1点よろしいですか。先ほど申し上げるべきであったのですが、②の不法行為の特則について、消費者庁の御説明において法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律への言及がありました。これに関連して、先生方はよく御存じのことであると思いますが、最判令和6年7月11日民集78巻3号921頁は、宗教法人に対する寄附の勧誘行為という特殊性がある事例についてではありますが、不法行為の違法性判断において考慮すべき事情や検討に際しての多角的な観点を示しており、違法性を否定した原審の判断に対して、慎重な判断が必要であったことを指摘しています。この最高裁判決が示すように、一定の事案類型について、損害の推定に限らず、不法行為法に関する特別の規律を設ける可能性はあるのではないかと思います。

この点を付言したいと思います。ありがとうございました。

○山下座長 ありがとうございます。

北島委員、御発言がありますか。お願いします。

○北島委員 先ほど垣内先生がおっしゃった点と少し関係する配慮の内容と促進する仕組みとの関係なのですが、配慮したかどうかということについて、主観的に配慮したかどうかということを問題とするほかに、配慮義務を履行するための一定の手続、これは大屋先生の御発言にもありましたように、例えば能力を確認した旨の文書を作成させるであるとか、配慮したことを確認する文書を作成し、それから、交付することを義務づけるような手続を義務づけるようなこともあります。

配慮を促進する仕組みとしては、内心の主観的に配慮したかどうかということを問題とする場合には、その後、紛争になった場合にその配慮義務違反を理由に不利益な取扱いを受ける仕組みにするという方法になじむような気がします。それに対して、後者の配慮のための手続的義務違反を問題とする場合には、行政的措置のほうになじむように思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、②に関しては。

カライスコス委員、よろしくお願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

先ほど②にも進んでしまいました申し訳ありませんでした。おわび申し上げます。

追加で申し上げたいのが、1点目が配慮義務を果たしているかどうかという確認のところですが、私が知っている限り、例えば水道業界であれば、適宜写真を撮ってそれを保存しておくというようなある程度のノウハウが業界団体等において既に蓄積されているかとは思いますので、それを踏まえればそんなに難しいことではないとは考えております。

あと、先ほど極悪層に対してどうするのかということで、当然ながら刑事的な制裁の話が出ましたが、1回目の検討会で申し上げましたように、そういう極悪層が形を変えてまた同じようなことができないというような仕組みを設けることも欠かせないのであろうということはやはり重視しております。

あと、最後に申し上げたいのが、どうしても極悪層に注目が集まりがちではありますが、私が聞いている情報だと、自主規制の世界でいわゆる善良な事業者も時間とか資金とかを割くことができないということで自主規制を行う団体から離れていくような動きもあるようですので、やはり健全な事業者に対する認知度を高めるとか、信頼を高めるとか、一般的に健全な事業者であるということを認識可能にするためにも、そういう自主規制的な取組にさらに行行政の何らかの関与があると望ましいのではないのかと考えております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

検討事項につきましてほかに何かありますでしょうか。1ポツですけれども、特にはございませんか。

皆様、ありがとうございます。

先生方、最初の議題で私がいきなり進行をミスってしまいましたが、様々な観点から御議論をいただきました。ただ、御意見を伺っていて、やはり一つのある程度の方向を先生方皆さん持っていらっしゃるのかなという気がいたしました。特に悪徳の業者と善良な業者が明確に区別される健全な市場をつくりたいということが一番の目標であること、事業者を困らせないような形で、しかし、悪徳な業者は排除できるような形の法制度をつくりたいという思いは、委員の皆さんが一致されているのかなと思います。

配慮義務については、非常に難しい部分があるという指摘はありながらも、一つの手法として考えられるということで、特に多くの委員から御発言がありました。協働という考え方、つまり私法だけのルールというわけでもなく、民間の自主規制だけでもない、というような形で、行政との協働しながら、少しずつ行為規範をつくりていくという方向性があり得るのではないかということかと思います。

その中で、最初のほうで加毛委員から御発言がありましたが、消費者契約法の中にどこまで書き込むかという問題もありますので、行政の仕組みをどうつくるかという大きな議論とともに、消費者契約法の中でそれを促進する仕組みをどのように構想していくかということが我々の一つの課題かなと考えました。

そういうことでございますが、今、10時半ですので、大体予定どおり進行しているということで、次は2ポツのところに行きたいと思います。

2ポツですが、多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組みという部分に進みたいと思います。こちらは資料2の14、15ページに検討事項がございますので、この順に進めていきたいと思います。

また区切らせていただきますが、まず14ページの検討事項（1）というものについて御

意見、御質問をいただきたいと思いますが、これまで同様に挙手等でお知らせください。お願ひします。

では、後藤委員、お願ひします。

○後藤委員 ありがとうございます。

先ほどと同じような形の質問になってしまいますが、14ページにいう生活の危殆化というのと、先ほど出てきました生活の維持を困難にするというのはどう違うのでしょうか。違う表現だけれども、何となく同じことを言っているようにも思われます。

また、修復不能で深刻な結果というのが②の2つ目の点のほうに出てきますが、修復不能というのは一体どういう場合を指しているのでしょうか。解除と無効ということを比べると、解除は解除されるまでは有効ですので、無効のほうが厳しいのだろうと思うのですが、そうすると修復不能というのは、お金が返ってくればいいという話ではないことを意味していて、事例のほうには健康関係のトラブルとかの話も挙がっていましたけれども、健康は一度害されたら元に戻らないということを意味しているのか、それともここでは金銭的な被害の大きさの話をしているのか。この辺りのイメージをどう持てばよろしいのでしょうかということを、まだ関わっていなかった人間として伺えればと思います。

また、規律の中身なのですけれども、例えば消費者契約を無効とするというのは、今でも民法90条を使えばできるわけなので、そうすると、修復不能で深刻な結果をもたらすようなものは公序良俗違反だということで、これは結局公序良俗の中身を詰めていると捉えればよろしいのでしょうか。そうすると、何か新しいことをしているわけではなくて、分かりやすい判断基準をここで提示したいということなのかなと。

他方で、②の1つ目の点にある解除ですけれども、一定の類型的な脆弱性を有する消費者にとっては、焦らされて契約させられたりという話もありましたけれども、解除したいという場合はあるのだろうと思いますが、今でも、そういう場合に解除を可能とする仕組みとして、クーリングオフがあるかと思います。クーリングオフ期間は通常は8日間だったかと思いますが、もう少し時間が経ってから気づくということもあるのであれば、クーリングオフ期間を広げた形で導入したいということであれば、位置づけとしては理解できるところもあるのですが、そういう理解でいいのでしょうか。ただ、ここで消費者があらかじめ指定した者に連絡するという仕組みが出てくるわけなのですが、例えば高齢者があらかじめ子供に聞いてくれというようなことを言っておくということだったりすれば分かるのですけれども、第1回の検討会で加毛委員から成年後見との関係とかをどうするのだという御指摘もありましたし、また、それ以外の場合で類型的脆弱性を有する消費者があらかじめ誰かを指定しておくということがどれぐらい現実的なのだろうかというとよくわかりません。この指定というはどういう形で行うことが想定されているのでしょうか。細かいことを気にしだすといろいろと出てくるのですが、その辺り、現在でもし固まっているものがあるようでしたら教えていただければと思いました。よろしくお願ひいたします。

○伊吹専門官 御質問ありがとうございます。消費者庁でございます。

幾つか御質問をいただいていたところで、まず、ここで消費者の生活を危殆化する場合ということで書かせていただいておりますが、こちらの検討事項（1）も、先ほどと同様に初回ということもございまして、一つの例として記載しておりますので、もともとこれに限るという趣旨でもございませんでした。先ほどの1ポツのように、比較的包括的に規律がかかる配慮義務に対して、よりある種特化した規律が必要な場面としてどういう場合を考えられるでしょうかという中で一つの例として挙げさせていただきました。そういう意味では、先ほどの生活の維持困難と必ずしも明確に切り分けられるわけではないというところはあり得るかと考えております。

また、それと関連して、その中の例として書いておりました修復不能ということに関しては、触れていただいたとおり、例えば16ページの参考事例で申しますと、No. 5ですかNo. 6などに関しては、場合によっては生命とか身体に関わるものということもございますので、そういうものはより典型的に修復が難しいということではあるかと存じます。これもこの事例自体はイメージとしておつけしておりますが、必ずしもこれに限るという趣旨ではございませんので、それも含めて引き続き御意見をいただけたとありがたいと思っております。

あと、契約の無効に関しては、おっしゃっていただいたように民法の規律を前提にしますと、公序良俗を具体化していくという方向性の手法というのも消費者契約法の中で御検討いただくこととして一つあり得るかとは考えております。

あと、解除につきましては、2点ほど御質問をいただいていたかと思うのですが、両方を含めて、ある種、解除権に関して御紹介いただいたクーリングオフ制度ですか、特定商取引法上の過量販売については解除権で定められていたり、いろいろな形があり得るかと思っておりまして、消費者契約法の中でもしそういった解除というのが一つの方法としてあり得る場合には、ある種政策的にどういった場合に契約を解放可能として、どういった場合には解放を可能としないのかというところを検討していく必要があるかと思っております。

そういう意味で、例としては一定の生活を危殆化するような場合などで解除可能としつつ、例外として考えられるものとしては、ここでは一定の類型的脆弱性を有する消費者としておった関係で、あらかじめ指定した者が関与する機会を確保することで、一定程度客観的な、監視とまで言えるかはあれですけれども、そういう視点を入れることで契約の正当性を担保していくということでバランスを図る方法もあり得るかということでお示ししているものでございます。

ここも必ずしもこれに限るというものではありませんので、引き続き御意見をいただけたとありがたいと思っております。

以上でございます。

○後藤委員 御説明どうもありがとうございます。

先ほどちょっと言葉足らずだったところがございまして、修復不能のところなのですけれども、事前に挙げられているような健康関連とかという話なのであれば、それはなるほどと思いつつも、もし本当に修復不能なのであれば、後から解除したり無効にしても保護としては不十分であるようにも思われます。修復不能なのであればそういうことは最初からやめさせなければいけないはずでして、そうすると、例えば健康管理については、問題となる説明をしているのが医者やクリニックとかなのであれば、そこは厚労省さんと連携して、そういう説明をすること自体を禁止すべきでしょうし、こういうことをやっているクリニックだったら営業停止させるところまで踏み込むということも本来だったら考えるべきではないかなという気がいたしました。

○山下座長 よろしいですか。

それでは、加毛委員、お願いできますでしょうか。

○加毛委員 ありがとうございます。

14ページの検討事項の（1）において挙げられている内容は、現在の消費者契約法の規律から大きく一歩を踏み出すものだろうと思います。というのも、②に挙げられている2つの例は、いずれも消費者の脆弱性や消費者の事情に着目して契約の効力を否定することを認める規律の提案であって、事業者側の事情を特に考慮しないものであるからです。消費者契約法が規定する消費者の取消権や契約条項の無効というのは、事業者側の行為の悪質性に着目したものであるのに対して、そうではないタイプの規律を新たに設けることが提案されているものと考えられます。

その上で、1点目の消費者契約の解除につきましては、後藤先生が指摘されたとおり、従前の我が国の法制の下で、このような形での契約の拘束力の否定という役割を担ってきたのは、成年後見制度・制限行為能力の制度であったと考えられます。その一方で、初回の検討会でも申し上げましたが、現在、成年後見制度の改正に関する検討が進んでおりまして、成年後見類型に関しては、包括的な行為能力の制限や包括的な代理権付与に対する批判が強く、このような類型がなくならないとしても、相当に利用が限定されることが見込まれます。そして、法制審の部会審議では、成年後見制度における本人保護の要請について、消費者契約法による対処を併せて考えるべきであるとの指摘もあるところです。

そのような指摘を受けて、消費者契約法に、このような規律を設けることが考えられないでいるように思うのですが、やはり法制化には相当難しいところがあるだろうと思います。一番大きな問題は、先ほど北島先生が指摘されたところに關わりますけれども、取引相手方は、消費者がいかなる脆弱性を有しているのかを直ちには分からない中で契約をしなければならないところ、一定の類型的脆弱性があったことが事後的に判明すると、契約の拘束力が否定されうことになり、そのような不利益を取引相手方である事業者に課すことがどのようにして正当化されるのか、事業者であるというだけで正当化できるのかが問題になるだろうと思います。

また、先ほど西内先生がおっしゃられたところとも関わるように思いますが、一定の類

型的脆弱性を有する消費者に保護を与えることにした場合、その類型的脆弱性がある種のレッテルとして社会的なスティグマを与えるということにならないだろうかといった危惧もあります。成年後見制度の改正審議において、成年後見類型に対する批判が強い理由として、事理弁識能力を欠く状況という脆弱性に着目して特別扱いをすることが望ましくないという認識があります。このような事情も併せて検討する必要があるだろうと思います。

次に、消費者契約の無効につきましては、後藤先生から、公序良俗の具体化ではないかという御指摘がありましたが、公序良俗違反に関しては、暴利行為論などが典型的に示すように、取引の相手方が一定の悪性のある行為をしたことによって法律行為が締結されたという場面が念頭に置かれてきたのではないかと思います。これに対して、ここで提案されているのが、深刻な結果を消費者にもたらすことのみを理由として、法律行為の無効を導くものであるとすると、相手方の行為の悪性を考慮しないことになりますので、従来の公序良俗論からは踏み出した立法提案であるように思います。

そして、そのような立法を実現するのは相当に難しいのではないかと思いますので、消費者契約の無効に関する規律を検討するのであれば、なぜ消費者に修復不能で深刻な結果をもたらすような契約が締結されたのかについて、事業者側にいかなる関与があったのかということが重要なポイントになるのではないかと考えています。

以上です。

○山下座長 ありがとうございました。

垣内委員、お願いできますか。

○垣内委員 堀内です。

私も今、加毛委員が言われたところについては大変同感だと感じたところなのですがれども、方向としては、今日の14ページの②で書かれているような新たに解除権を設けるとか無効を認める場合について何らか定めるということは検討に値するところではあると思うのですけれども、いろいろ難しいところがありそうだなという感じもしております。

それで、もともとお伺いしようと思っておりましたのは、今回の検討の全体の背景として、本日の資料ですと6ページに整理していただいている従来の取消権を中心とした規律に伴う限界というか課題が意識されていたということかと思うのですけれども、この14ページの規律は解除とか無効ということで、その点では取消権とは少し構成が異なるということですし、従来のクーリングオフ等の関係でいうと、取消権という形ではない形である程度先例のあるような法技術を用いて何らか新たな規律を導入するということかなとも思ったのですが、ただ、解除にしても、無効にしましても、6ページにありましたように、最終的には契約の効力の全部ないし一部を否定するという結果をもたらす側面があるということだとしますと、先ほど来出ております基準の要件の明確化の要請等をどう考えるのかということがやはり課題となってくるように思われまして、特に②の1つ目のポツの「例えば」のところで説明していただいているように、各種例外を設けるというようなこともこれはこれ自体としては考えられるのかと思いますけれども、これも例外要件というこ

とになってくるわけで、この辺りをどのような形で明確化するのかということが重要な課題になってくるのかなという感想を持ったところです。

また、その点との関係では、これも前提とされていることかと思いますけれども、先ほど議論した配慮義務との関係で、どういう場面でどういった配慮が具体的に求められるのかということとの関係で、解除であるとか無効がどの場合に適用されるのかということも考えていく必要があるのだろうと感じたところです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願ひいたします。

○西内委員 ありがとうございます。

これまでで出ているので、私からはそこまで大きな付け加えはないのですけれども、この規律というか検討案を見た際に少し思ったのは、加毛先生の発言と一番関わると思うのですけれども、これは消費者契約に特有の問題なのだろうかというところが少し懸念材料あるいは検討すべきこととして存在するのかなと思った次第になります。

すなわち、今までの消費者契約法4条の枠組みであれば、事業者の行動が中心的に問題とされてきたところです。事業者側の行動、つまりは事業者にも一定程度帰責性というか、ある程度焦点が当たった形で規制がされているという形のものが今まで中心的な課題だったのだろうと思うのです。しかし、ここで出されているものは基本的には消費者側の事情だけという形になってきておりまして、このようなもの、事業者という相手方の特性とか相手方が何をするべきかということをあまり問わないようなものが果たして消費者契約法の枠組みというものにうまく乗るのかどうかという点が懸念材料です。

別の言葉で言い換えると、消費者契約法で規律すべき対象が、今まで事業者という概念を定義した上で、それに当たはまらない人が消費者という形で、消費者は消極的に定義されてきたわけですが、以上のように事業者側の事情を問わないのなら、一方当事者が消費者でありさえすれば、相手方はある程度問わない形で消費者契約というものを定義する形もありうるのではないかと。つまり、消費者対消費者でも例えば生活の基盤になるような財産が失われるような取引が果たしてされてよいのかどうかというタイプの議論があり得るだろうと思われるところです。消費者契約法の適用対象というものが事業者対消費者でなければならないのか。かつ事業者を定義することによって消費者というものを消極的に定義することがよいのかどうか。あるいは積極的に逆に消費者というものを定義した上で、それに当たはまらない人を事業者という形で逆に規律対象を考えたり、あるいは消費者でありさえすれば、ある種の取引については相手方を問わずにある程度され得るような取引というものも考えたりするべきなのか。ということも含めて、このような規律については考える必要性があるのではないのかなと感想じみたこととして思ったという次第です。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか。

大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員 ありがとうございます。

1つ目は加毛先生からも御指摘があった成年後見との関係でして、やはり成年後見でないと対処できないようなハードコアな認知能力の低下のケースというのは当然あるわけですが、現在問題になってきているのはいわゆるまだらボケであるとか、そこまでではないのだけれども、領域によって認知能力が不足してくるということだと思いますので、そういう状況に対応できるような規律としてこういうものが構想されているということになろうかと思いました。

それで、後藤委員から御指摘があった、あらかじめ指定した者に連絡した場合、または同人を同席させていた場合みたいな話ですけれども、優良から通常の事業者だと、これを入れておくと、恐らく非常に大きい取引をいきなり誰かふらっとやってきて申し込んでくると、御家族と相談してから来てもらえますかと。あるいは次は御家族と同行して来てもらえますかという形で対応することになるだろうと思うのです。つまり、これを入れておくことによって配慮義務の実質化ができるということと、配慮義務とつなげてこれを考えていくことが非常に重要なのだとは思いました。

その点で、これは2ポツのほうにもはね返ってくる話でして、修復不能で深刻な結果をもたらすし、客観的・合理的には危険性を上回るような消費者の利益が期待できないような場合であっても、本人がすごく熟慮して、しかも、認知能力ある人が熟慮してどうしてもやりたいのだと言ったときに、それまで無効にしてよいのかという話はやはりあるのかなと思います。加毛先生が御指摘になった事業者側の悪性ということになるのですけれども、やはりここもある種の配慮義務違反が高度に認められる場合には、無効というのはかけても差し支えないのだという形で考えてもよいのかなというのは、例に挙げられているような美容医療とかそういうケースですけれども、大体のところはやはり浅慮に落とし入れようとする努力とペアで出てくるのですよね。要するに、今日限りこの価格ですという話をやったり、あるいは死に対する恐怖感とか、醜形恐怖症ですね。外貌に対する劣等感を故意にあおるみたいなこととペアでやっているケースが非常に多いと思うので、そのところの配慮義務違反と加えて客観的に無価値だということを捉えれば、それはやはり90条に相当するような無効という評価をし得る余地があるのではないかという形で理解するといいのかなと思ったところであります。

でも、それは本来厚生労働省が行政的に規律すればいいのではないかという後藤先生の御指摘は誠にごもっともなのですけれども、御承知のように医療は非常にエンフォースメントの弱い領域でして、今国会に上程されている医療法改正でようやく美容医療機関の報告義務が入るのですよね。だから、そんなことでいいのかと。つまり、低価値医療が問題だと言っているけれども、無価値医療とか負価値医療があるだろうという話は別のところで私はしておきましたので、それが消費者問題になっているのだよというメッセージ

をこちら側から送っておくことは非常に重要なかなと思ったところです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

御意見を伺っていてそのとおりだと思うところが多かったのですが、少し前提から整理しますと、例えばEUの場合には不公正な取引行為、取引方法を事業者は消費者にしてはならないという一般条項があり、それが不公正取引方法指令というところに入っていて、27の全ての加盟国で国内法化されているというのが現状です。アメリカでは、FTC法の5条に同じような、事業者は消費者に対して不公正なことはとにかくしては駄目だという一般条項がありますが、日本の現状ではそれがあれません。消費者契約法ではそのような一般条項がなくて、かつ誤認と困惑も一定の誤認類型と困惑類型しか拾えていないということをまず前提として考えると、日本法には不足しているところが多いということになります。そのため、個人的な意見としては、本来的には脆弱性の問題とは別に誤認を生じさせるような勧誘とか、困惑を生じさせるような勧誘は全て取消し可能にするという方向性もあるかとは思います。

それはさておき、EUの場合には、一般条項を置いた上で、では不公正なのかどうかという判断をするときに、平均的な消費者という基準と、特定の消費者集団に向けられた場合、例えば高齢者に向けた勧誘とか若年層に向けたものの場合にはそのグループの平均的なものを基準とするということと、さらに平均的な脆弱な消費者という3つの基準を立てています。

そこから考えると、今回はパラダイムシフトということですので、これまでの消費者契約法の在り方とマッチするかどうかという点は、少しハードルが高いのかもしれないですが、ある程度は乗り越える必要があるのであろうなと思います。従来の仕組みに当てはまらないからこれは難しいとなってしまうと、そもそもパラダイムシフトは不可能だということになってしまいますので、そこはある程度新しい発想ということも必要なであろうということです。

では、新しい発想の根拠になるのは何かというと、パラダイムシフト専門調査会で言われてきた脆弱性というところで、これまでの議論と報告書でそのことについてはある程度の合意が得られているものと私は理解しております。脆弱な消費者という層がいて、その層に対してはこれまでのやり方だとやっていけないというところまではある程度合意が形成されているのではないかということです。それを前提とした上でどうするのかという話で、現行法には例えばクーリングオフ制度があるのですが、それは特定の契約とか取引類型に限られていて、かつ消費者の属性は問わないものとなっています。とにかく当てはまればクーリングオフ可能なのだという仕組みになっています。そこを補完する形でこういう制度はどうなのかと言われると、私はあり得るのではないのかと思っていまして、結

局、解除権なので消費者側は別にそれでもいいのだ、行使しないのだということであれば問題ないということになるのでしょう。他方で、消費者がこういう場合に、②の1つ目の項目ですね、やはり解除をしたいと思うということは、恐らく先ほどの原点に戻ると納得していないのだろうということなのだろうなと思います。納得して自分で合意したわけではない、契約をしたくてしたのだということに納得できていないのだろうということです。

今度は内容に入りますと、現状の例だと、もちろん一つの例にすぎないということは前提としつつではありますが、少し異質のものが混ざっているという気がしています。一定額以上の契約というのは確かにあり得る方向性だと思います。繰り返しになりますが、普通の平均的な消費者ではなくて脆弱性を、しかも、類型的脆弱性というのは4ページにありますように年齢に限られていないということとして、様々な脆弱性があります。これもパラダイムシフト専門調査会である程度の合意は形成されているのかと思います。一定額以上の契約であれば誰か一緒に、というのはあり得る話だとは思います。そうすると、手続的な側面の正当性が担保されて、一定額を超えていいるというだけですので、直ちに何か内容に問題があるとは限りません。

他方で、先ほど異質のものが混ざっていると申し上げたのが、後半の財産が失われるなどの生活が危殆化するような内容というのは、また異質なのではないのかなと思います。こういう契約は、たとえ誰かを同席させたとしても、同席していたのでいいでしょうという話にはならないのだろうということです。こういうものについては、2つ目の項目にありますように無効とか、そういうまた別の手当が、先ほど委員のどなたかから禁止をするべき類型もあるのではないかという御発言もありましたが、まさに禁止をするということが必要です。禁止の仕方というのはいろいろあるのですが、無効にするというのも結果としては一つの禁止の仕方なのであろうと思います。無効となるのでそういうことはしないでくださいというのと同じことなのではないのかと思っております。

なので、手続的な側面の正当性の担保と内容というのをまた分けて考える必要があるということです。このような制度は、イギリスの指定隣人スキームというものがありまして、ただ、イギリスは防犯の視点も入っているのですけれども、ステッカーを貼っておいて、私に勧誘したかったらこの人のところにまず行って一緒に連れてきてくださいという制度なのですけれども、諸外国でも一応あることにはあるので、それをモデルにするということは可能かと思います。

2つ目のポイント、先ほど公序良俗違反との関係についても御指摘がありましたが、個人的にはあくまでも現状の例を見る限りでは、消費者にとって修復不能で深刻な結果をもたらす内容で、その危険性を上回る消費者の利益が合理的に期待できないという契約は、事業者側の勧誘の仕方とか契約設定の仕方にもある程度の悪性はあるのだろうと私は思っています。それが誤認を生じさせるとか困惑を生じさせることとは別に、事業者として、健全な事業者が消費者にとって修復不能で深刻な結果をもたらすような内容で、

かつ消費者側に危険性を上回るような利益が合理的に期待できないような契約をそもそも締結するという方向性に進めていいのかと。やはりある程度の悪性はそこで推定できるのではないかと考えています。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

北島先生、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。

今、カライスコス先生がおっしゃられた内容とも関わりますが、検討事項の（1）の①で書かれているような生活の基盤となる財産が失われるような内容の契約を締結するであるとか、修復不能で深刻な結果をもたらす内容の契約という表現は非常に厳しく、私のように民事法を専攻する者ではない者にとっては、これは公序良俗違反になるのではないか、このような契約は許されてもよいのかという印象を持ちます。ただ、参考事例に挙げられている4、5、6などは、必ずしもこのような契約に当たるようなものではないようと思われるのですが、ここで表現されている契約は具体的にどういうものを想定しているのでしょうか。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局のほうから。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

この事例自体はあくまでもイメージとしておつけしているものではございまして、今まで御議論いただいた中でも出てまいりましたように、解除の対象にするのか、無効の対象にするのかによって、効果の強さですとか権利を行使する消費者側の意思にからしめるかどうかという点などでも違いがあると思っておりますので、そういった観点で、より規律化する場合には対象を確定していくということは必要だということが出でていたかと思います。

そういった中で、「例えば」で記載している部分に関しては、専門調査会報告書でも生活を危険化するというような要素がある程度お示しいただいていたことも踏まえまして、より典型的に分かりやすい場面にできるだろうかということでお示ししていたところはございます。

以上でございます。

○北島委員 ありがとうございます。

○山下座長 どうもありがとうございます。

そのほかに検討事項の（1）で。

では、後藤委員、お願いします。

○後藤委員 先ほど伺った2つ目の点を公序良俗の問題と見るのだろうかという話について

て、加毛先生や大屋先生から御指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。私が何となく気になっていたところを御説明いただいたのかなと思っているのですが、ここで恐らく問題となっているのは、修復不能という言葉を用いられておりますが、健康被害というのだけではなくて、やはり一番大きな問題は消費者が多額の金銭を支払わされているのに、その対価として受け取るものが客観的に見るとあまり価値があるようには思えないという場合かと思います。ひょっとしたら本人は価値があると思っておられるかもしれないけれども、というところが悩ましいところなのかなと思っておりまして、後から気づいて価値がなかったと思って本人が何とかしたいというのであれば、それはそのときに焦らされたり困惑させられたり誤認したりということがあったのだろうというところなのかなと思います。

加毛先生から御指摘がありましたように、今まで伝統的には事業者側の悪性というようなものをまず認めてというところがあったわけですが、恐らく暴利行為などであれば、お金を借りることができて、そのお金を使って当座をしのぐことができたというメリットがある中で、ただ利息を取り過ぎだろうというときに、どこまでいったら悪いのかということが問題となっていたのかと思います。これに対して、これは人によるのかもしれません、例えば事例の7では本当に価値があるとは普通の人にはあまり思えないと思われるものを買わせているというところで、そもそもこんなものを売りつけること自体が悪性なのだということが恐らく評価に入っているのだろうと思います。ただ、その限界というのはなかなか難しく、ひょっとしたら8番目の事例とかは、それをすごく深刻な問題として捉えている人も実際にはおられる中で、それを簡単に価値がないと切って捨てていいくのかというところが悩ましいところなのかなと思います。

そこにどこまで踏み込んでいくのかというところがここでの問題なのかと思うのですが、全体としていろいろな救済手段を用意しているのは、それはそれでいいようにも思うのですけれども、やはり気になっているのは誤認、困惑というところなのだとすれば、カライスコス先生からも御指摘があったように、基本的に誤認、困惑させたら取り消せることにしてしまえばというのであれば、それが入っていればそれで割と広くカバーできるのかもしれません。救済方法のメニューをそろえるというのも魅力的には思いつつも、あまり込み入ったものをつくり上げてしまって、どう使い分けられるのかよく分からぬということになるよりは、シンプルなところに着目するというのも一つあり得るのかなという気もしました。法制度としてどちらがいいのかというのには分かりませんけれども、実効性という意味を考えると、それもまた一つの方向性かなと思った次第です。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

検討事項の（1）はそのぐらいですかね。

それでは、続きまして、15ページの検討事項の（2）というところです。取消権によって契約の効力を指定するに至らないがなお問題性が存在する場合というところについて、

御意見、御質問等をいただきたいと思いますが、挙手でお知らせください。お願いします。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 質問ばかりで恐縮なのですが、これの②で、そこまでひどくない場合について、契約の効力を否定するまでではないのだけれども、不法行為法の損害額の推定規定を設けることで少し弱めの救済手段を与えてはどうかという提案がされています。ただ、損害額の推定規定を代金相当額としますと、結局、代金を返せと言っていることにはかならないので、契約の効力を否定するのに接近するようにも思います。違いが何かというと、このときに受け取った商品があるのであれば、それを返すのかという話。契約の効力を否定するのであれば、返還して同時履行ということになるのでしょうかけれども、損害賠償の場合には同時履行という話はなくなって、損害賠償額の調整の中でそれを処理するのか。もし価値が乏しいのであればそれをどう算定するのかという話が入ってくるのかもしれません。また、損害賠償という話になると、こんな簡単に誤認するような側も悪いという過失相殺ということを行う余地もあるのかもしれません。そういうことをしたいがために損害額の推定という形での不法行為という救済を提案されていると理解してよろしいでしょうか。

○山下座長 事務局、いかがですか。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

基本的にはおっしゃっていただいたとおりかなと理解しておりますのですが、パラダイムシフトの報告書におきましても、不法行為の特徴として、対象行為を一連一体的に捉えることができるということで、ある種今の不当勧誘規制、消費者契約法の規制は契約締結時の不当勧誘をワンポイントで捉えておりますが、それも一連一体的に捉えられるですか、あとは不法行為の立てつけにもよると思いますが、直接の行為者以外の勧誘者の責任を問い合わせるということのほかに、賠償範囲として様々な慰謝料等を含められるということと、おっしゃっていただいたような過失相殺による割合的な解決が図られるということで、ある種取消権のような0か100かみたいな解決法だけではない手法も持ち得るというところが指摘されておったところでございまして、そういう点を意識したところでございます。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。

私も後藤先生と同じようなところが気になりますて、不法行為であったとすると、目的物を返還しなくてよいという規律にするのかどうかというのはやはり気になるところでして、その点に関して2つほど気になるところが具体的に存在しているというところではあります。

一つは、消費者側が仮に受け取った物を返さなくてよいとなったとすると、一定の物を手に入れるためにこういった損害賠償請求権を代金の全部または一部を減額することを意

図したような形で使うことが考えられるのではないかと。こういう意味で、濫用のおそれというものが懸念されるのではないかというところが一つ気になるところです。そういう濫用のおそれがあり得るような制度設計にしたとすると、事業者側、特に善良な事業者側の納得が得られづらいような制度枠組みになるという意味では、先ほどの検討事項の(1)に比べて、立法のハードルがむしろ高いのではないかという印象も抱いたところはあります。

もう一つ懸念事項としては、物を返さなくてよいとすれば、物の価値の相当額について賠償額から差し引くという処理がされるのだろうと思うのですけれども、その算定のやり方次第ではかなり困難が生じるようになります。あるいは、取消しのような規律よりも規律の明確性が欠けると考えられるところです。しかし、先ほど申し上げたように、消費者被害に関して一定の消費者案件を大量的に処理するということも消費者契約法の目的だと考えるのであれば、受け取った物の価値の具体的な認定など個別具体的な事情に照らして損害額についてある程度調整せざるを得ない条項などをつくってしまうと、かえって使えないのではないかというところが懸案事項としては存在するところです。

他方で、消費者側の過失相殺に関しては、例えば自賠責保険について、自動車事故に関しては重過失でないと過失相殺についてはされない点や、あるいは過失相殺されるとてもかなり低い割合でしか過失相殺されない点である程度定型化を図るということもされていたように思いますので、それと同じように、損害賠償を仮にここで活用するとしても、ある程度定型化というものを図るということが可能なのではないかとも思いました。この点で、先ほど述べたような第2点目の懸案、つまり、規律の明確性が欠けるのでは無いかという点については解決する余地があるのかもしれないなと思いました。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

では、垣内委員、お願いします。

○垣内委員 垣内です。ありがとうございます。

不法行為に基づく損害賠償請求を考える際に、今、損害額の推定という話も出ていますけれども、そもそも不法行為が成立するかどうかを判断するに当たっては、これは恐らく前のほうで出てきた配慮義務と結びつけて考えるというようなことで、配慮義務に違反しているので過失が認められるといったことが想定されているのかなと思われるのですけれども、そうしましたときに、ここでは専ら契約の効力を否定するに至らないがなお問題性が存在する場合に対応する救済としてそういうものが挙げられているということですが、不法行為そのものはかなり一般的な行為ですので、例えば直前に出てきた検討事項の(1)のような場合についても不法行為として問題とすることもあり得るということにはなるのかと思うのですけれども、そういう他の場合についても不法行為はあり得るという前提で考えてよく、そして、仮にそうだとすると、それは無効とか解除といった救済と並存し

て、ですから、解除を求める事もできるし、不法行為として損害賠償を求める事もできるといった重疊した関係も生じることが前提とされているということなのかどうか、その辺りについて少し教えていただければと感じました。よろしくお願ひいたします。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局のほうからお願ひします。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。御指摘ありがとうございます。

1点目のところに関しましては、差し当たり今回の検討事項としましては、この（2）の部分に関しては必ずしも配慮義務の存在を前提にするということに限るものではございませんで、場合によっては配慮義務の規律と別途不法行為責任の規律があるということも選択肢としてはあり得るという想定で考えておるところでございます。もちろん逆に連動するということもあり得るかと思っております。

また、2点目のところに関しましては、それも無効、解除と重疊して不法行為という想定だけに限っているわけではありません。ある種この2ポツの検討事項全体が配慮義務だけでなかなか捉え切れない問題性のある場合にいかに手当していくかという発想でございましたので、先ほど後藤委員からも規律手法が多様なのがよいのか、シンプルにしたほうがよいのかという御指摘もありましたので、規律の対象場面との関係で無効解除、不法行為責任、それ以外もあるかもしれませんけれども、それをどう組み合わせていくのが適切かという観点でも御意見をいただけたとありがたいと思ってございます。

以上でございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

このテーマにつきまして、そのほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

ありがとうございます。

2のところも大変活発な御議論ありがとうございました。いずれも大変難しい問題が入っていたなと感じておりますが、特に検討事項の（1）のほうはやはりどういう場面について想定して議論するかということが必ずしもはっきりしない気がしていて、どのような場合を特別問題性が強いと考えているのかというのについては、もう少し事務局とも相談しながら、より具体的に考えるべき場面というのを考えていかないといけないかなと思った次第でございます。

解除や無効という手法を使うということによって、今までの取消しだけでない救済手法というのを持ち込むということ自体は、それはそれであり得るのかなとも思ったのですが、先ほど来お話をあったように、事業者側の事情に配慮せずにこういった救済手法を持ち込むとすると、かなり特殊な法制度になるという部分はあるようですね。消費者契約法ではなくて、特定商取引法では、一定の取引類型についてクーリングオフなどが今まで認められてきたということはありますが、消費者の属性的な部分とかに基づいて消費者契約一般にこういう規定を持ち込むという事がどこまでできるのかというの、これからいろいろ

ろお知恵を拝借する必要はあるかなと思いました。

他方で、直前で配慮義務との関係というのが出ていましたが、恐らくこの関係を詰めていかないといけないでしょう。もしかすると事業者の悪性というのが、結局のところ配慮義務違反、つまり一定の配慮をしないといけないはずの場面で配慮をせず深刻な結果をもたらすというような状況としてとらえられるのかという問題があります。ただ、そうしますと、配慮というのはどこまで求められるかという最初の難しい問題に戻ってくるので、そこら辺も全体として考えていく必要があるかなという気がいたしました。

(2) のほうは、損害賠償請求という形で救済を認めるということは、民商法分野では説明義務違反という形で損害賠償を課すけれども、過失相殺をして、損害賠償を部分的に取らせるという解決方法というのは今までよくあったわけだと思うのです。しかし、そこにはいい面だけでなく、悪い面といいますか、西内先生から指摘のあった濫用の危険ということも大変重要な視点だと思います。また、今までの説明義務は大体サービス提供契約的なものに限られていたかなと思うのですが、物の給付を伴う契約だと、物をもらっておいて、物は返さないで損害賠償法で代金を減額できるという話になると、モラルハザード的な問題というのは出てくる可能性があるので、少しその辺も気をつけながら議論をしていく必要があるかと思いました。

といった辺りが2についての私からの感想でございますが、あともう一個、先ほど事務局の説明の最後のところで不法行為は配慮義務を必ずしも前提としないと言われたと思うのですが、そうすると何が義務違反で不法行為になるのかというのが私は聞いていて気になった部分でもあって、そこら辺も含めてまた改めて議論をさせていただければと思っております。

ということで、2については以上のような形でよろしいでしょうか。何か付け加えること等がなければ、3のほうに移っていきたいと思います。

「3. 取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み」という部分でございます。こちらにつきまして、資料2の20ページに検討事項がございます。こちらは①、②を一体的に御意見、御質問をいただくということにしたいと思いますが、これまでと同様に挙手にて御発言をお願いいたします。

では、よろしくお願ひします。

西内委員からお手が挙がっていますね。お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。

これもコメントみたいな、議論の整理みたいなところだと思うのですけれども、検討事項で挙がっているようなことを実現する方法としては、まず大分類として2つぐらいあると思うのです。

一つは取消権の発生原因としてどういうものを考えるのかということを考える際に、取引当事者以外の人の利益も考えるという手法です。もう一つは、取消権については基本的

には当事者や代理人、あるいは承継人しか取消権は行使できないという形で行使権者が限定されているわけですが、取消しや無効、あるいは解除権でもそうなのかもしれません、主張権者を拡大してしまうという方向性もあり得るところです。つまり、取引当事者が取消権とか解除権あるいは無効主張をしないという場面についても生活が維持されるようなタイプの人、親族などが取引当事者の取消権とか解除権などを行使するという方向性もあり得るのかなとは考えています。そして、これら2つの手法は排他的な手法ではなくて、2つの手法を併存的に用いることはあり得るのでないかと、まず思いました。

さらに、後者の取消権や解除権の行使主体の拡大ということを考える場合には、さらに2つの細分類があり得ます。一つが取消権とか解除権を持っている主体の解除権や取消権を債権者代位のように代位行使するという形です。このように、あくまで取消権者や解除権者が持つ解除権の存在に、親族が行うところの取消しとか解除というのを依存させるという方向性があり得るのだろうと思います。他方で、もう一つの手法としては、取消しや解除につき独立した行使権者としての資格を与える形です。つまり、代位権のような形ではなくて直接に取消権というものを行使するという可能性を与える方法はあり得るのだろうと。

そして、こういう形で取消権の行使主体とか解除権の行使主体の拡大ということを考えていった場合に、代位構成と行使主体の直接的な拡大構成との違いが問題となり得ます。この点につき、代位ではあくまで他人の権利を行使していることになるので、本人が解除しないとか取り消ししないという形で追認してしまうとなると、それに従属せざるを得ないという形になるのだと思うのです。これに対して、後者の構成、つまり、取消権者とか解除権者を直接に拡大してしまうという構成だと、本人が何を言おうと解除とか取消しを行えるという形になります。したがって、本人の意向をある程度無視するということが可能になるという形になります。その辺りについてもどちらがよいのかということなども考える必要性があるのかなと思ったというところになります。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

西内先生、今、2番目のほうは中心に説明していただいたのですが、1番目のほうがちょっと聞き取りにくかったので、私だけかもしれません、すみません。

○西内委員 すみません。1番目の最初の辺りですかね。

取消権がどのような場面で発生するかという事柄であったり、あるいは最初に出ていた配慮義務などについてどの人の利益というものを問題とするのかという事柄であったりについてです。取消しや無効については基本的には契約当事者の利益だけを基本的には問題としているのだと思うのですが、取消し原因があるかとか無効原因があるかどうかということの実体的な根拠として、依存する人たちの利益というものを考慮することができるのだということを明確にするという手法があり得るのかなと思ったところです。

○山下座長 ありがとうございます。取消権とかの要件の問題として考えるということですね。

そのほか、加毛先生、お手が挙がっていますね。お願ひします。

○加毛委員 ありがとうございます。

○加毛委員 ありがとうございます。

西内先生から取消権についてのお話がありましたけれども、私は、「消費者と生活を共にし自身の生活を当該消費者に依拠している者」に関する規律を設けるのであれば、配慮義務のような規定を設け、その実現については、確実であるわけではないけれども、不法行為責任の追及という効果に結びつけて考えるという辺りが、限界ではないかという認識を持っています。

これも先ほどから話題になっている、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律には3条2号に類似の規定があるわけですけれども、これは対象を寄附勧誘行為に限定したうえで、典型的には寄附者によって扶養されている未成年者や高齢の親族で自らの生計を寄附者に依存しているような者が念頭に置かれていたのではないかと思われます。これに対して、消費者契約一般について、事業者が消費者に生計を依存している人の利益まで配慮できるのかといえば、それは難しいだろうと思います。

そうであるとすると、やはり一定の取引類型を限定した上で、消費者に依拠する者についても、19ページにある「消費者の被扶養者が扶養を受けられなくなる場合」と「扶養関係にないが親者の金銭的負担や社会的コストが生じる場合」とではかなり問題状況は異なるように思いますので、消費者に依拠する者の範囲について一定程度の限定をかけて、取引相手方が認識できるような人を対象とした配慮義務を設けるという辺りが限界ではないかと考える次第です。

もちろん立法の可能性としては、様々な選択肢があると思いますし、先ほどカライスコス先生がパラダイムシフトの重要性を御指摘されたように、ここで大きなパラダイムシフトを目指すことはあり得るのだろうと思いますが、現実にどこまでの必要性があるのかという問題に加えまして、やはり取引相手方である事業者に及ぼす負担や取引一般に対する悪影響も考える必要があるのではないかという認識を持っています。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

大屋先生、お願ひします。

○大屋委員 今、加毛先生が御指摘になった点との関係なのですが、やはりどのぐらいの規模の契約が問題になるかというところとの関係で考えるべきだと思うのです。つまり、問題になるような焦らせるタイプの契約で、例えばタイムセールで5万か10万買い過ぎたということがあったとしても、それによって被扶養者に影響が出る、直ちに影響が及ぶというのはなかなか考えにくいわけであって、やはり論点2の①の1ポツとの関係ですよね。

要するに、それによって生活が危殆化するというような規模の契約になるときに初めて親族との関係というのが問題になってくると限定して考えるべきなのだろうと思います。

ただ、そのときの親族については2つのパターンがあると思いまして、これは①の書き方でカバーはされているのですが、加毛委員がおっしゃったように、典型的には扶養されている未成年者の生活に影響が出るというパターンも当然あるわけですけれども、それに加えて、現在は自立している高齢者が生活が破綻するレベルの契約をしてしまった結果として、現役世代の扶養に依存せざるを得なくなるという問題も恐らくここでは考えなければいけないと。だから、877条は相互扶養義務なので、このパターンは両方とも受けられるようになっているのですけれども、そちらの方向も考えておく必要があるだろうとは思うところであります。ただ、この書き方だと配偶者が抜けているので、それは入れたほうがいいのだろうなと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 堀内です。ありがとうございます。

言おうと思っていたことは、今、大屋委員がまさにおっしゃったことが一つあるのですけれども、今2パターン挙げていただいて、そのいずれも問題になるなということは私も感じていたのですが、これは西内委員の言われていたこととも若干関わるかもしれないのですけれども、いずれのパターンであっても、両者の間の利害調整というか、取引をする本人の考えと、それによって影響を受ける周囲の扶養義務を負うかもしれない、あるいは現に扶養を受けている人の利害というものをどういった形で調整するのかということがこの問題を考える際にはなかなか難しい問題だなと感じたということです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。

不勉強なまま申し上げますが、依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組みについては、契約締結後以前にも契約締結前においてそうした契約の締結に関して事前に関与する仕組みというのを設けることも一つ考えられるように思います。先ほどの検討事項のところで、あらかじめ指定した者に連絡した場合というものもありましたが、それもそうした手続的関与の一つかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

事前に関与する形で脆弱性を補えるということであれば、そこで止めてもらうというのもあり得るということですかね。

そのほかはいかがでしょうか。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 大屋委員がおっしゃられた2パターンですが、自分が扶養してもらえなくなるからやめてくれという話と、自分があなたを扶養しなくてはいけなくなるからやめてくれという話は、いずれも現実的には大きな問題だと思うのですが、やはり扶養請求権は請求権なわけとして、例えば本人が解除できるような立場にあるのであれば、解除権を代理行使するというような考え方も取ることができると思いますが、事業者にとって困るとかという話とは別に、それを広げていくということが考えられるかと思います。これに対して、あなたを扶養しなくてはいけなくなるからやめてくれというのは、今の民法上は権利ではないはずとして、この話になって初めてそういう利益を考慮するかどうかという話を検討しなければいけなくなるように思いますので、2段階に分けて捉えていくことが適切なのかなと先ほどの御指摘を伺って思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

今の後藤委員のお話で、本人の取引に関して、愚行権とかいうものだと思いますが、要するに本人がおかしな買い物をしたとしても、それ自体は自己決定なので、それに新たな財産が減るからやめてくれということをどこまで言えるのかというのは非常に難しい問題ですね。それがまさにその人の面倒を見なくてはいけなくなるからという理由でというのも、どこまでそれが正当化できるかというのはかなり難しい問題で、これは恐らく成年後見の問題とも非常に関わってくるお話かと思います。

そのほかはいかがですか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

今の最後の点について、19ページの検討の方向性を見ていますと、2つ目の○の3つ目の項目なのですが、扶養が受けられるかどうかという視点と共に、より一般的な金銭的負担であったり社会的コストということも考慮する必要はあるのだろうと思います。御指摘のとおり、自分が扶養しなければならないからという点は、扶養という側面では考慮はしにくいのかもしれません、より一般的な社会的コストとか近親者の金銭的負担とかということでは考慮する余地はあるのではないのかなとは思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 堀内です。

先ほど来の大屋委員の言われた2分類と後藤委員の言われた分析について、それぞれもっともだと思って伺っていたところなのですけれども、実際と申しますか、消費生活相談

ですか、あるいは国民生活センターの手続などで、契約者本人はかなり高齢の方で、しかし、かなり大きな金額の取引をしてしまっていて、それについて、実際のところ、問題意識というか、対応されているのはお子さんの方といったことで、相談とか和解の手続とかも主として対応されているというようなことが間々存在するかと思います。

現在自立している人が破綻して扶養が必要になってしまいう場合はそれには限られないのだと思いますけれども、主要な類型としてそういうものがあるかと思われまして、それについては、まさに例えば高齢の方であるということになってきますと、類型的・属性的な面で脆弱である場合が多いとか、そういった問題との関係での配慮義務といったものと重畠して問題になってくるところもあるかと思いますので、その辺りの関係も意識しながらこの20ページの検討事項については考えていく必要があるのかなと思いましたので、追加で発言させていただきました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

それでは、皆様、活発な御議論ありがとうございます。3番目の問題は、途中で私が挿んでしまいましたが、大屋委員が2つの類型に分けてくださって非常に議論が整理されたと感じております。扶養を受けている側が、高齢の親御さんなどがだまされていることで扶養が受けられなくなることを根拠に、自分に不利益になるとして介入してくるという場面というのは、扶養家族としての自己の利益を保護するという部分もあると同時に、脆弱性がある消費者について周囲の人が助けているという部分もあるということで、そこら辺を考えしていくと比較的介入が正当化しやすいように思います。ただ、本人がだまされたという意識がないときに、それでも取り消すのだという話になると、成年後見制度の改正などでも問題になっている自己決定の侵害とかの問題が出てくることになるかと思いますので、そこら辺も慎重に議論したいとは思っています。2番目の類型は、高齢者が非常に危険な取引に首を突っ込んでいるため、どこかで自分たちが扶養をしなければいけなくなるかもしれないと危惧して、介入をしていくという場面ですが、このときにどこまで介入できるかはやや難しい問題が生じるよう思います。ここで本人以外の家族の利益というのを正面から認めていくということになると、本人の自己決定とはどうしても衝突していくので、そこら辺について皆様のお知恵を借りながら、限界を考える必要があります。加毛委員からは、損害賠償のほうがいいのではないかということを御示唆いただきましたが、その辺も含めてこれからまた議論を詰めていきたいと考えております。

それでは、以上で本日のワーキンググループでの検討事項として挙げられていた内容は一通りの御議論をいただいたということになるかと思います。

最後に、全体を通じて言い忘れたこととか補足すべきことなどがある場合には、挙手ま

たは挙手ボタンで御連絡をいただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、以上で本日のテーマについて一通り御議論いただきましたので、最後に事務局のほうから御連絡をお願いいたします。

○古川消費者制度課長 本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。3時間をお預して2時間45分ということで、これを順調というのか何というのかというところはございますが、このような議論を、引き続きやっていただきたいと思っております。

次回の開催日程でございます。委員の皆様には既にお伝えしているところでございますが、12月9日ということで、ちょうど1週間後に、またこういった形でやらせていただければと思っております。

以上でございます。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。